

平成17年第6回那須塩原市議会定例会

議事日程（第2号）

平成17年9月5日（月曜日）午前10時開議

日程第1 会派代表質問

20番 水戸 滋議員

1. 『車座談議』と地域組織について
 - (1) 『車座談議』について
 - (2) 地域組織について
2. 安心・安全なまちづくりについて
 - (1) 警察署再編計画について
 - (2) 地域防犯・防災組織について
3. 平成18年度予算編成と財政計画について

26番 菊地弘明議員

1. 雨水・排水対策について
2. 広域第2期ごみ処理施設の現状と今後の進め方（分別収集も含む）について
3. 教育福祉行政について
 - (1) 保育園における昼寝について
 - (2) 総合学習について
 - (3) スクールミーティングについて
 - (4) 学校マニフェストについて

日程第2 議案第91号～議案第93号及び議案第95号～議案第97号並びに議案第101号の質疑

日程第3 議案第77号～議案第90号の質疑

日程第4 認定第1号、認定第13号、認定第21号、認定第31号の質疑

日程第5 認定第2号～認定第11号、認定第14号～認定第19号、認定第22号～認定第29号、認定第32号～認定第36号、認定第38号～認定第44号の質疑

日程第6 認定第12号、認定第20号、認定第30号、認定第37号、認定第45号～認定第48号の質疑

出席議員（32名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	4番	阿部寿一君
5番	高久好一君	6番	鈴木紀君
7番	磯飛清君	8番	東泉富士夫君
9番	高久武男君	10番	平山啓子君
11番	木下幸英君	12番	早乙女順子君
13番	渡邊穰君	14番	玉野宏君
15番	石川英男君	16番	吉成伸一君
17番	中村芳隆君	18番	君島一郎君
19番	関谷暢之君	20番	水戸滋君
21番	山本はるひ君	22番	相馬司君
23番	若松東征君	24番	植木弘行君
25番	相馬義一君	26番	菊地弘明君
27番	平山英君	28番	人見菊一君
29番	齋藤寿一君	30番	金子哲也君
31番	松原勇君	32番	室井俊吾君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	助役	坪山和郎君
収入役	折井正幸君	教育長	渡辺民彦君
企画部長	松下昇君	企画情報課長	高藤昭夫君
総務部長	君島寛君	総務課長	平山照夫君
財政課長	松本睦男君	生活環境部長	相馬力君
生活環境調整班長	高塩富男君	市民福祉部長	田辺茂君
福祉事務所長	大田原稔君	市民福祉調整班長	向井明君
産業観光部長	田代仁君	産業観光調整班長	白井好明君
建設部長	君島富夫君	建設調整班長	益子和則君
水道部長	君島良一君	水道課長(黒)	金沢郁夫君
教育部長	千本木武則君	教育総務課長	田代哲夫君

選管・監査・
固定資産評価
・公平委員会
事務局長
西那須野
支所長

織田哲徳君
田口勇君

農業委員会
事務局長

八木源一君
櫻岡定男君

塩原支所長

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 渡部義美

議事課長 石井博

議事調査係長 斉藤兼次

議事調査係 渡邊静雄

議事調査係 福田博昭

議事調査係 高塩浩幸

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（高久武男君） おはようございます。
散会前に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は31名であります。

—————◇—————

◎議事日程の報告

○議長（高久武男君） 本日の議事日程はお手元の
配付のとおりであります。

—————◇—————

◎会派代表質問

○議長（高久武男君） 日程第1、会派代表質問を
行います。
発言通告者に対し、順次発言を許します。

—————◇—————

◇ 水 戸 滋 君

○議長（高久武男君） 未来21代表、20番、水戸
滋君。

〔20番 水戸 滋君登壇〕

○20番（水戸 滋君） おはようございます。
未来21代表、議席20番、水戸滋でございます。
会派代表質問を行います。
今年1月1日、新市那須塩原市が誕生し、4月
の市議会改選につきまして私ども会派21は、1
つに、地域間にとらわれず、早く一体感の持てる
那須塩原市をつくるという共通の考えのものと集
まりであります。また2つに、地元選出の国会議
員を支持する同志でもあります。

まさに今、国政衆議院選挙の真ただ中であり、
国の方向を定める大事な選挙でもあります。我々
議員、指導する者への応援とともに、多くの有権
者に選挙の大切さを訴え、選挙の関心を、また投
票率を上げる努力をしているところであります。

さて、代表質問に移るわけではありますが、3つ
の事項をお願いするものであります。大題、中題
に分けて、また内容も一般質問のように詳細に出
してありますので、先日の公示の壇上の激励の言
葉のような、強い明快な答弁を期待しております。
では、順次質問を行います。

質問1、車座談議と地域組織についてでありま
す。

市長の公約「市民の目線に立った市政を」の実
現に向けて取り組まれた一つでもあります。車座
談議、7月7日、塩原支所を皮切りに、8月30日、
大山公民館まで15か所で行われた市政懇談会の中
でも議題として取り上げてありました。これは市
長からの提案という形であります。

これら何う2項目につきまして、市政懇談会へ
市民からいろいろな意見も出されましたが、改め
てお伺いをするものであります。

1、車座談議についてであります。

①として、車座談議の目的、あるいはイメージ
についてであります。

2番目、②として、地域担当職員制について。
実は、この題でありますけれども、市政懇談会の中
では、職員地域担当制の設置についてという形
であります。その中でありますけれども、人選、
任期、役割を詳細にお伺いをするものであります。

③は、車座談議の立ち上げ方法についてお伺い
をいたします。

④は、市政とのかかわり、市政への反映方法に
ついて。

以上4点であります。

(2)の地域組織についてであります。

①として、コミュニティ組織、行政区組織、自治会組織等において、現在若干の混乱と地域間の格差が感じられていますが、各地域組織の現状について、当局の認識をお伺いいたします。

②として、市政懇談会における市民からの地域組織への意見などに対する分析と市長の所感をお伺いするものであります。

③住民参加、地域協働の市政運営という点から、車座談議と地域組織の関係、位置づけについてお伺いするものであります。

④地域組織の将来構想と行政のかかわりについてであります。

⑤は、各地域イベントについて、期日、内容、会場等の調整方法と情報周知、交流の促進への考えについてお伺いをいたします。

次に、質問2として、安心・安全なまちづくりについてであります。

昨今、国内外における自然災害が多発し、スマトラ沖の大地震・大津波、ヨーロッパの水害、アメリカにおいてはハリケーンによる大きな被害をもたらしているところであります。国内では、宮城県沖を初めとする地震、台風による大雨、片や降水量の少ない瀬戸内海では深刻な水不足を招いております。本市においても、記録的な豪雨による被害をもたらしたところでもあります。また、本市においても、凶悪な事件、あるいは多発する交通事故など環境の悪化が懸念され、住民の不安が膨らむばかりであります。

そこで、次の2項目についてお伺いをいたします。

(1)警察署再編計画についてであります。

県からの情報内容と経緯、市当局としての対応についてお伺いをいたします。

②は、各地域における防犯、事故等の発生件数、

また今回の県からの方向性に対する当局の所見をお伺いいたします。

(2)は、地域防犯・防災組織についてであります。

那須塩原市連合消防団について、各消防団の現況課題と、連合消防団としての情報交換、連携への取り組み、さらに、実績と今後の方針についてお伺いをいたします。

②当市における自警団等の防犯・防災組織の把握と当局との連携についてお伺いをいたします。

③本年8月の数回にわたる豪雨冠水災害時の当局並びに各防災組織の対応についてお伺いいたします。

最後になりますが、質問第3として、平成18年度予算編成と財政計画についてであります。

平成17年度の予算編成は、旧3市町間で組まれたものであり、今回は栗川市長みずから手がけるわけでありますので、市長に次の3点についてお伺いをするものであります。

①として、「那須塩原市総合計画」策定前である平成18年度予算編成への基本姿勢をお伺いいたします。

②財政計画への取り組み状況と方針をお伺いします。

③として、合併特例債事業の計画についてお伺いをするものであります。

以上、大題3項目についてお伺いをいたします。

○議長（高久武男君） 20番、水戸滋君の質問に対して答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 皆さん、おはようございます。

風邪のせいかどうかわかりませんが、少しのどのほうがおかしいので聞きづらい点があるかと思っておりますけれども、ご理解をいただきたい

と思います。

20番、未来21、水戸滋議員の会派代表質問にお答えをいたします。

車座談議についてお答えいたします。

車座談議は、私の公約の一つでありまして、地方分権の進展により、地方自治体の自己決定原則の強化が図られておりますが、地方分権の究極の目的であります住民自治を実現するためには、行政と市民とが一体となった協働のまちづくりを進める必要があると思っております。そのため、市民みずからが地域のことを考え、暮らしやすくなるための活動をしたり、市民の力だけでは解決できない問題点について、行政と力を合わせて解決できるような仕組みを構築していく必要があります。

今回7月から8月にかけて行いました年1回の市政懇談会だけでは、きめ細かな協働のまちづくりは望めないものと考えております。よって、地域とともに組織をつくり、そこに職員を配置し、私も何度か足を運びながら一緒にまちづくりを考え、地域の問題や要望に対しまして迅速に判断し、地域の皆さんの意見が市政に反映されやすくなるものと考えております。

市内を15地域に分け、各地区に地域担当の部長を含め五、六名の職員を配置します。任期につきましては、1年ということではなく、二、三年は継続して担当させていきたいと考えております。

また、今回の市政懇談会でも車座談議職員地域担当制について提案を申し上げ、ご意見等をいただいておりますので、市民の皆さんのご協力とご理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。

次に、地域組織についてでございますけれども、コミュニティ組織の関係についてお答えいたします。

コミュニティの数につきましては、黒磯地区3地域、西那須野地域6地域、塩原地域には3地域設置されております。

次に、行政区域内の自治組織ですが、市内の行政区の数は現在214で、旧市町村の区域ごとでは、黒磯地区が146、西那須野地区が28、塩原地区が40となっており、それぞれの行政区域に「行政区」、「自治会」等の名称で自治組織があります。

地域の自治組織につきましては、行政区、自治会やそれぞれの組織の長としての区長、自治会長など名称にばらつきが見られますが、その地域の自主的な判断の中で名称が決定した経過がありますので、これらについては自治組織の考え方を尊重しなければならないと考えております。

また、さきの合併協議の中で、単位行政区の規模の均衡化という問題が示されたわけですが、その地域の地理的な問題や行政地区行事の持ち方等について、それぞれの地域に特色や長年にわたる習慣がありますので、区域の見直し等につきましては容易にできるものでないと思っておりますが、これらにつきましても、自治組織や住民の意向を尊重しながら見直しに向けて働きかけをまいりたいと考えております。

次に、市政懇談会での地域組織に関する意見に対しましてであります。合併に当たり、市の文書配付等を主な業務とします従来の行政区長、事務連絡員、区長の制度が、行政連絡員に統一されたことにより、一部で自治組織の代表者の名称が「行政区長」から「自治会長」になりました。このような名称の変更に伴って、自治組織の役員や住民の中に混乱が生ずるなど、まだ十分な理解が得られていない地域がありますので、この点につきましては、引き続き理解が得られるよう、また自治組織や組織の長の名称につきましては、自治組織や住民の意向に配慮しながら、統一に向けて

努力をしてまいりたいと考えております。

さらに、那須塩原市自治会区長会連絡協議会への未加入組織の関係につきましては、今後とも早急に加入に向けて努力、働きかけをしてまいりたいと考えております。

次に、車座談議と地域組織の関係、位置づけについての質問であります。車座談議を行うには何らかの組織をつくらなければなりません。この構成メンバーは、地域の自治組織や各団体、また個人にお願いする組織となります。または既存の組織、コミュニティーなどがあれば、それらを活用した組織も差し支えないものと考えております。それぞれの地域の実情に合わせた中で、相談をしながら立ち上げていきたいと考えております。

地域組織の将来構想についてであります。自治組織につきましては、その代表者をトップとして、地域づくり、まちづくり、各方面において多大なご尽力をいただいております。市としては、地域の自治組織や地区のコミュニティー組織の自主性を尊重するとともに、さらに連携を深め、地域における自主的な活動が推進されますよう、適切な指導、援助のほか、協力体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域イベントに関してお答えいたします。

合併間もない平成17年度の各地域におけるイベントにつきましては、まだ塩原温泉祭り、巻狩祭り、産業文化祭といった大きなイベントが残っておりますが、基本的には従来どおりの要領で行うことといたしました。

平成18年度以降の実施につきましては、全市的な観点から今年度、できるだけ見直し、検討を加えることといたしております。それぞれの歴史やさまざまな団体とのかかわりから、一気に見直せないものも多くありますが、同じ内容の統一や、

地域を考慮した会場の変更、さらには実施期日等についても再検討を加え、極力地域に配慮しながら、より多くの市民の交流が促進できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、安全・安心なまちづくりについてお答えいたします。

警察署の再編についてのご質問ですが、今年6月に栃木県警察本部より整備計画の案が公表されました。その内容は、那須塩原市を初め、現在多くの市町村で進めておられる合併に伴い、従来の警察署の管轄区域が新しい市町村の区域と一致しないケースが生じているため、警察署の再編整備により、管轄区域の見直し、それに伴う業務負担の均衡化、さらには一定規模の捜査体制、夜間体制の確保を図るとともに、県警全体の効率化を推進して、組織の機能強化、地域に密着した活動、きめ細かなパトロールの実施を通して、住民の安全と安心の確保や利便性を向上させるものであると伺っております。

さきに自治会の開催により当該計画の説明会も開催され、意見交換や要望がなされており、またこの再編計画の案に対しまして、県民の意見募集、パブリックコメントも実施されておりますが、水戸議員同様、市民の安全・安心が確保されるよう希望するところであり、市としても住民の意向に配慮をしながら要望を実施してまいりたいと考えております。

次に、犯罪、事故等の発生件数についてであります。交通事故で見ますと、平成16年の1年間の累計が、黒磯地区1,943件、西那須野地区1,958件、塩原地区421件となっております。また、刑法犯罪の件数につきましては、黒磯地区が1,134件、西那須野地区が945件、塩原地区が206件となっております。前年度に比較してみますと、刑法犯罪の件数は減少しておりますが、西那須野地区

における交通事故の発生件数は、他の地域に比較して増加をしており、治安情勢等の改善を希望するところであります。

再編整備計画の案には、犯罪多発地域警察署への機能強化のほか、地域住民との協働による犯罪防止対策や交通安全対策の充実にも配慮されておりますが、先ほど申し上げましたように、住民の意向に配慮しながら要望を実施してまいりたいと考えております。

次に、連合消防団の役割に関する質問でございます。

合併後の消防団組織につきましては、旧1市2町の消防団の活動をそのまま引き継ぎ、各消防団は連合とすることで協議が調い、那須塩原市連合消防団が発足をいたしました。各消防団との情報交換等についてであります。現状の課題といたしましては、組織維持のための団員確保が共通した課題に挙げられておりますが、各消防団の団長、副団長を構成員とします連合消防団会議の中でさまざまな視点から情報交換を行いながら、消防行政の推進と消防団活動の連携について、一層の強化を図っていききたいと考えております。

なお、市内の消防団活動につきましては、黒磯消防署、西那須野分署、塩原分署それぞれから入ってくる情報を確認して、必要な対応を講じております。

地域の自警団と自主防災組織についてでございますが、まず自警団につきましては、今のところNPO——非営利団体組織で、栃木自警団黒磯支部と栃木自警団大田原支部という組織があり、毎月、市内の駐車場や駐輪場の巡回を行っておると聞いておりますが、防犯対策について具体的な連携、協力は行っておりません。

自主防災組織につきましては、行政区の自主組織の区域を基本に、黒磯地区に2団体、西那須野

地区に28団体、塩原地区に1団体が組織化されております。その役割としては、お互いに力を合わせて助け合うという共助という考えを基本にし、土のうづくりを初め、災害時の情報収集や地域住民の救助、避難、誘導等にその役割を果たしております。

市といたしましては、これまでに組織の資機材の支給援助や、組織化推進のための情報提供を行っておりますが、自主的に応急手当て等の講習会や消火訓練などを実施して、日ごろから防火意識の高揚に努めている組織でもありますので、今後とも防災活動の連携に留意をしていきたいと考えております。

次に、8月の集中豪雨の対応についてでございますが、本庁内に災害対策本部、各支所に現地本部を設置して、パトロールによる被害の調査を行いながら、消防組織と連携のもとに応急対策と被害の拡大防止に当たりました。今回の豪雨では、床上浸水や土砂崩れなど多くの被害が発生いたしました。自主防災組織の連携におきましては、浸水家屋の調査や土のうの配布についてご協力を求め、情報の提供をいただきました。

市といたしましては、応急復旧や安全対策を実施するとともに、これらの情報をもとに、翌日、家屋の消毒作業を行っております。

次に、平成18年度の予算編成と財政計画についてということでございますが、平成18年度予算編成に関する質問にお答えをいたします。

まず、平成18年度の予算編成に当たっての基本的姿勢についてでございますが、17年度の予算は、那須塩原市として実質的な最初の予算ということで、種まき、芽吹きのための予算という考え方に立ち、編成したところでありますが、18年度は、それらの芽を育てるための予算としていきたいと考えております。

一例を挙げますと、平成17年度の予算に計上いたしました、道路整備計画や学校施設整備計画など現在策定中の各種部門計画について、緊急度、重要度等を勘案しながら、具現化をするための予算措置を行いたいと考えております。

いずれにいたしましても、予算編成に当たりましては、基本的なスタンスといたしましては、安心・安全のまちづくりという視点で、地域バランスに配慮しながら、公平・公正な予算となるよう努力をしまいたいと考えております。

続きまして、今後の財政見通しと合併特例債の活用についてであります。本市歳入の根幹をなす市税収入の見込みにつきましては、原油高騰の不安定要因があるものの、おおむね順調な景気の回復を考慮すると、平成18年度は、今年度当初予算並みの収入が見込めるものと考えております。

しかしながら、三位一体の改革に伴う国庫補助負担金等の削減や地方交付税の縮減は、今後も継続するものと考えられ、一方の税源の移譲に關しましては不透明な状況にあることから、それらを勘案いたしますと、将来にわたる財源の確保につきましては、依然として厳しい状況にあるものと認識をいたしております。今後も景気の動向等を注意深く見守っていきたく思います。

次に、合併特例債の活用についてであります。起債充当率や元利償還金に対する交付税措置等を考えれば、通常起債より有利な扱いとなるため、優先的に活用を考えてまいりますが、実際の運用に当たりましては、合併特例債の総額や事業の重要性等を十分に吟味し、何が必要で何を実施すべきかという優先順位の明確化を図りながら、適正な活用に努めてまいりたいと考えております。

以上で私の答弁といたします。

○議長（高久武男君） 20番、水戸滋君。

○20番（水戸 滋君） 水戸です。

では、車座談議からお伺いをしていきたいと思っております。

車座談議、市長の公約でこれは取り組まれている。先ほども申したとおりであります。私は、市長さんの公約の中でやはり一番に考えていたものが、ひざを交えて、より市民の方からの意見を市政に反映するということから、これは公約として出されたのかなど。私も実は、この車座談議という意味合いをそのように考えていたところでありましたが、実は市長さん就任以来、約半年余りでこの公約が実現されてきた。当然のことながら、3月議会でも一般質問の中で、この車座談議等については質問がされ、また答弁もなされたわけではありますが、この中で、いわゆる車座談議については、市民の皆様の意見と論議を重ねながらまちづくりを進めるということで、いろいろ市民の方からも意見をもらってこれを立ち上げるんだという、これが1点です。

それから、このほかに、先ほども出てきた、一緒に行政もあわせになってやるという方向です。これがなぜこういうふうになってきたのか。3月の答弁の中からもいろいろなことを聞いていて、「進めるよ」と言いながら、実際はそれほどどのように、じゃ、聞いて、あるいは計画がなされて、今回この7月からの懇談会に出てきたのかなど、この辺についてまずお伺いをいたします。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（松下 昇君） 私のほうから、制度のシステム的な話もありますので、お答えをさせていただきます。

市民と論議を重ねながらということによって立ち上げていくという話もちろんしました。ですから、まだ立ち上がっていない状況で、初めて市政懇談会15か所で、この制度を市民の方にご提示しまし

た。ですから、懇談会で当方で説明したものは、もう固まってしまった方法ではなくて、いろいろなご意見を聞きながらその形をつくっていくということになります。例えば意見の中にありました、既にもう地域コミュニティがしっかりやっているので、そのコミュニティ組織を壊すようなやり方はやめてくれとか、いろいろありましたので、そういうことも含めながら、先ほど市長の答弁にも入ってありましたように、その地域地域に合わせたやり方でやっていきたいなというふうに思っています。

立ち上げの方法といたしましては、具体的には今度是人選等の話になってきますので、まずは核としては、地域の自治組織が一番中心になってくるものと思われていますので、そこをきっかけに、またコミュニティのあるところについてはコミュニティの組織の役員さんと、この地域は具体的にどのような組織体系にして話し合っていくかという組織づくりをしてから、これから後、その担当制の職員を選出して、そういうことをじっくり、まずはどういうやり方が一番いいんだろうか、または課題はどういうものがこの地域は特化してあるんだろう、そんな掘り出し等から進めていきたいと思っています。

ですから、一方的にこちらから市長は提案ということですから、逆に言うと、市民からの逆の提案等もあろうと思いますので、その中で、あるべき姿をそれぞれやっていきたい。ですから、地域によってはいろんな進み方が、遅かったり早かったり、そういうまちまちのところもあろうかとは思いますが、行政といたしましては、できる限り一斉に立ち上げられればと思っておりますが、なかなか難しい点もあろうかと思っておりますので、できるところから始まっていくとも考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 20番、水戸滋君。

○20番（水戸 滋君） 市政懇談会等に市長からの提案という形で、このビラが、資料が出されたわけでありましてけれども、これに触れていくと、先ほどの答弁とも重なるわけですが、やはりもうしっかりとした、部長ほか五、六名、あるいは2年から3年にかけてやっていくという、これまで詳しく出てきている。

あと、この市政懇談会の中でも、これが受ける側としては、やはりここまで進んでいるのかなと、そういうとらえ方がなされているわけでありまして。

この15か所でコミュニティというか、公民館等のところを中心にするという話でありますけれども、やはりその辺が、じゃ、今から市民、あるいは住民の方々からどういうふうに受けていくのか、これは先日の市民懇談会の中でもいろいろ出ている。これは当然のことながら、このものに対して取り入れていく。このほかに、やっぱりパブリックコメントとして、じゃ、どういう形で、あるいはいつごろまでにこれはできてくるのかなと、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） 制度の内容につきましては、やはり先ほど言いましたように、その地区地区、例えば構成メンバー等の選出に当たりましては、少しずつ違ってきても、これは市民のみずからの活動と行政の一体でやるということですから、行政の側がこういう構成団体をすべて必ず網羅してくれというようなものでもないと思っておりますので、その辺は十分にこれから話し合っ決めていくということでもあります。

ですから、ある程度の話をしなないと、車座談議と職員の地域担当制の概念がわからないのに、「ご意見ください」と言ってもわかりませんので、

一応行政の内部で検討した素案はこういうものだというところをご説明しただけでありまして、既にこの方式でなければだめだということではなく、ですから、先ほど言いましたように、コミュニティーの組織は必ず生かしてくださいと言われたのは、そういう心配があったことは当然参酌して組織化をしていくという話になろうかと思えます。

また、日程等については、基本的には来年4月にはもう全部できているようにはしたいと思っておりますけれども、この議会が終わり次第、内部で市政懇談会の意見等も総括して、内部協議をして、今度は組織をつくる時に内部のほうの職員の理解も得なければなりません。なぜかといいますと、業務のほかにやってもらうこととなりますので、そういう理解も得て、また趣旨もよく内部で調整をして、余り個人個人の考え方で違う方向にいたりしないように、ある程度の基本的な組織の職員の意識づけはして、それから取り組んでいきたいと思っておりますので、9月以降の具体的な内部の話し合いを含めながら、対外的には区長会等との話をしながら早目に立ち上げてまいりたいというふうなスケジュールでいます。

ですから、具体的には、いつにこういうところができ上がって、いつ会議やってとか、そういうふうに一方向的に決めていくというふうな形では考えておりませんので、ただし、できる限り早目にやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 20番、水戸滋君。

○20番（水戸 滋君） 来年の4月、当然のことながら人事との兼ね合い、これは当然のことでもあります。

稼働するというのは、大きな目標としてやはり来年度からかなと、4月からかなと、こう受け止めたわけですが、市長、最後に、やはり市長さん

が公約としてなされた車座談議、前に戻りますけれども、こういう形でよろしかったんですか。

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） 車座談議ということで提案をしておたわけでございます。当然、地域の住民との話し合いの場ということで、基本的には私は変わっていないというふうに思っております。

しかし、市政懇談会等でも、それでは現在あるコミュニティー、あるいはそれに類似した形の組織との整合性と申しますか、そういうものとのかわりはどういふふうになるのかというような話も出ております。決してコミュニティーが、これからつくる組織と別のものだという考え方は持っておりません。現在ある組織の中で、またこの車座談議的な流れを酌んでいければ、それはそれでその地域の意思は反映されるものというふうに判断をしますので、基本的な考え方としては、私の考え方とさほど考え方に狂いはないというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 20番、水戸滋君。

○20番（水戸 滋君） 一応、車座談議のイメージ等は細かく、3番、4番のあたりまでもちよつと入ったわけでありましてけれども、2番の地域担当の職員でありますけれども、これは黒磯地区7、西那須野6、旧塩原2の15地区を予定しますということで、このビラにもございます。

実際、今、西那須野の公民館6館については、きちんとした職員等の配置により、それが稼働しているのかな。では、そのほかはこれからどうなるのかなと、ここがやはり心配する部分でもありますし、やはりこれも3月議会の中で、同じように関係者、あるいは協議して進めていく、あるいは栗川さんはその辺のことを考えながら、今回の出たこの資料は、提案もその一部かなと理解する

んですが、いかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（松下 昇君） 現在、確かにコミュニティーは西那須野で6地区ございまして、職員が配置されているというふうなちょっとご発言があったかと思いますが、コミュニティー担当の職員ということではありませんので、公民館職員がいている時間にお手伝いをするというのは現実論としてはありますので、コミュニティーの担当職員は、担当制は基本的にはないものと。もちろん、実質上お手伝いしている部分は確かに見受けられますから、これは全くないということではありませんけれども、あくまでも自主的な活動をしているというふうに考えています。

今回は、本当にこのだれとだれとだれがこのこの担当で、一緒に車座になって考えてくださいよということになりますので、ただし、現在、例えばコミュニティーだとすれば、公民館が今はやっていますけれども、今度は行政、一般職員もいろんな方に張りついていただくことになりますので、いろんな話題も出ています。ですから、そこでまた、もしかすると、現在、自分も、その地域に住んでいる方も入っていただくことも、ある程度考えられるかと思しますので、一緒になって、逆に言うと職員の勉強にもなるのかなというふうにもとらえておりますので、時間外等にはなってしまいますけれども、職員のご理解をいただいて、我々、市民の一人として一緒に考えていくというスタンスでやっていきたいと思います。

ですから、来年4月まで待つて人事的な配置をしてということじゃなくても、もうある程度固まれば担当を決めていかなければならないというふうには思っています。それで、その方たちが地域に入って組織づくりから一緒にやるということも

当然考えられますので、そういうやり方の中で進めてまいりたいと思います。

その中で、公民館の現在配置されている15地区、実際に会議する場所は、公民館等になることは容易に想定されますので、公民館に現在配置されている職員の方にもご理解はいただかなければならないし、ある程度余力があれば、その中のご指示等もいただくことも制度の中に組み込んでいくこともあわせて考えていかなければならない。これはまだ個人的な話でありますので、組織内部で議論をしたわけじゃありませんけれども、そのようなことも考えながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（高久武男君） 20番、水戸滋君。

○20番（水戸 滋君） 最後にこの(1)のほうでまとめてちょっとお伺いしたいのは、やはりこの車座談議は、地域担当制によりまして、各住民の方からいろいろな問題、解決できるものはその場で、あるいはちょっと時間はかかるでしょうけれども、一緒になって考えて解決していく。解決できない部分、これについては、やはり支所へ、あるいは各担当、本所のほうに持ち上がるかな、その辺のところについてはどうのお考えを持っていますか。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） 当然、課題等を一緒に話し合っていく中で、これはもう当然に行政がやるもの等が出てくることも十分考えております。言葉が適切かどうかわかりませんが、旧来的には、今ままでですと、要望を市のほうへ出して、それを市のほうで検討して、するしないというような形でいろいろやってきましたけれども、今度は、その地域で話し合えば、財政的に厳しい等も、もちろんこちらは逆に言うと説明しなければなりませんから、ある程度優先順位は地域の中

でも話し合っていたかというようなことも、場面が出てくるかと思えます。

そういうもので、やっぱり優先順位が高いという判断になり、また行政側も財政的にも判断して、ああ、そちらのほうが先にやるべきだとなれば、行政が予算化をして実施して、または長期的にかかるもの等については、一種の地域計画的なことも話し合われると想定されますので、その地域計画等は総合計画の中に盛り込めるものは盛り込んで、または5か年の基本計画の中にも盛り込めるものは当然盛り込んで、この地域にこういうものをつくる。

これからは、15か所を金太郎あめみたいにすべて平等に同じものを一方的につくっていくとか、そういう時代ではないと考えておりますので、優先順位の高いものから行政がやるものを適宜抽出して実施していくというふうになろうと思えます。

以上です。

○議長（高久武男君） 20番、水戸滋君。

○20番（水戸 滋君） なるべく早い時期にこれが稼働して、住民の方に周知をされて、住民がよくなれば最高でありますので、その辺のところについてはしっかり進めていただきたいと求めておきます。

(2)に移ります。地域組織でありますけれども、やはり黒磯146、西那須野28、塩原40という、かなり多くのこの組織がある。まとめて全体としても、行政連絡という形でまとまったようでもありますけれども、やはり心配されたのが、連合的な組織をつくってあるんですけれども、なかなかそれがうまく機能していないようである。特に、問題が起きてやはり抜けるところが出てきているという、これは本来住民がしっかり立ち上げ、または意思のもとにこれはつくっていくというのが建前でしょうけれども、なかなかこういうやはり地域

の格差といいますか、今までの行ってきた各地区の事情があって、まとめてみたら最初から稼働できない。これはやはりその地区に任せておくというだけでは到底無理なことではないか。やはり個々に肩入れをせざるを得ない、してもらわなければならないという部分できています。

我々議員も当然、地区から選ばれて、あるいはこの市から、各住民から選ばれたのでありますので、力を注ぐのはやぶさかじゃないわけでありませけれども、やはり行政としてこれをしっかりとどこかで線を引きながら、あるいはきちっと早いうちからつながないと、このまま行ってしまふかなというおそれもございます。その点について、行政側としてはどう考えているかお伺いします。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（君島 寛君） それでは、行政区、自治会等々の水戸議員のご質問にお答えしたいと思います。

水戸議員ご指摘のとおり、5月30日に旧3地区の連合体が組織化されたわけでございます。残念ながら、1か月を経過した後に、旧黒磯市内の4つの自治会等々の組織、連合会がありましたですけれども、その中の1つがこの協議会から脱退をしてしまったという状況でございます。

先ほど市長からも答弁がありましたとおり、行政側が手をこまねいているというわけにはいかないという形で考えております。当該の団体の中でも、役員会、あるいは臨時総会等々で対応を図っているという状況でございます。行政といたしましても、今後とも積極的にこういった中に私どもとしても入らせていただくということで考えておりますし、将来的には、近い将来というふうに申し上げたいと思っておりますけれども、理想的な形で3地区の代表のこの協議会組織が戻るように努力

をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 20番、水戸滋君。

○20番（水戸 滋君） 早くこの問題については解決を望む、それだけありますけれども、やはりその中には、先ほど出てきたような、答弁の中にもありましたような、格差というか、今までの形態が違ったというものが一番ネックではないかなど。あるいは、行政区にお任せしている配布物も、あるいはその差が出てきているのかな、そういうものもやはり行政連絡員の方にとっては重荷になる部分もできてくるなど。

こう考えますと、やはりこの行政区、あるいはその連絡員等に持っていくというか、お願いする部分というもの、これをじゃ、行政としてはどう考えているのかな、あるいは配布物についてもどの辺のところまでこれは線を引くのか。これは行政区にお願いをして、その地区がそういう形でカバーしてくれれば一番いいわけにありますけれども、これができないとなれば、市としては、じゃ、どういう方向づけでこれは行くのかなど。これはちょっと拡大しますけれども、その辺についてもお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 市の行政文書等々によります配布ということでございますけれども、那須塩原市の行政連絡員設置規則といったものを合併に伴って設置させていただいたところであります。この中に、市の文書の配布、こういったものにつきましても、3地区の行政連絡員の方々に委嘱をしますときに、明確に市長のほうから要請をさせていただきまして、この辺についてはご理解をいただいているというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 20番、水戸滋君。

○20番（水戸 滋君） 規則として、3地区では連携が整い、これは来ているわけですが、なかなかそれが形として見えてこないという、ここがネックなんですね。例えば形としてきちっと見えてこない、こういう規則があっても、これはただの片手落ちになってしまうというおそれもありますので、その辺についてももう少し詳しく、これはただ3地区の連携だけでなく、じゃ、もう一歩踏み込んで行政は考えていないのか、ちょっとお伺いします。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 先ほどご答弁申し上げましたが、私どものほうとしましても、やはり3地区に多少差があるのは、これは事実でございます。このギャップを埋めようということで、今後ともやはり努力をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

1つ申し上げますと、市政懇談会の中でもよく出てまいりましたのが、広報「なすしおばら」の配布、若干これにはやはり差があるというふうなお話がずっと出ておりました。特に西那須野地区等々から、この問題についてはご指摘を多々受けたところであります。

今後、広報の配布におきましては、企画部の方と十分に連絡、連携を図りながら、将来に向けた形でのやはり統一化、こういったものが必要なんだろうというふうに考えているところであります。これからもやはり努力をしてまいりたいと考えているところであります。

○議長（高久武男君） 20番、水戸滋君。

○20番（水戸 滋君） ぜひ努力をし、まず、私としては要望的なものでありますけれども、要望したいということが1つであります。

各地のイベント等については、先ほど答弁のあったとおりでありますので、これもしっかりとし

て、やっぱり共通でいける部分は、もうその連携でいってほしいというものが希望であります。

あとは、車座談議と地域組織の関係、やはりこれは、この地域組織がしっかりしてこないと、この辺の車座談議等に行ってくださいと言っても、あるいは呼びかけても、なかなか難しい部分が出てくるんじゃないかなと、こう考えます。やはりこの辺については要望で終わりますけれども、連携を、車座談議、あるいは地域組織というものをうまく稼働するには、早く地域組織を戻していただく要望をして、次の項に移りたいと思います。

安心・安全なまちづくりということでありまして、警察再編計画についてであります。

私ども議会がみずから研修会という形で、8月18日に県警の再編についての説明をいただいたという経過がございます。これについては、私は、議長を通さずに行政の総務と、その辺のところはどう考えていますかという話をしてきたことがございます。やはり最終的には、両方で要望しながら、この警察再編には取り組んでいくという話があったわけでありまして、やはり警察、これは来年の4月にも、この再編案でありますけれども、稼働してしまうと。

これは、先日の説明会を開いた中でも、やはり出先の署長では答えられないという部分が多々でありまして、これは行政にとっても、なかなかこの警察の中身について、県警本部、あるいは県に問い合わせるといふ話、その辺のところは市としてどう考えて、あるいは問い合わせた部分といふのはあるんですか。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 水戸議員ご指摘のとおり、これは栃木県、栃木県警の計画という形になってまいります。私ども那須塩原市としても、突っ込んだそういった問い合わせ、あるいは計画の

内容等々について詳しくお聞きをするというのは、なかなかやはりそこまで踏み込めないという部分がございます。

大まかな点で、私ども、県警のほうの担当者の方から情報等々を入手しているという状況にあるわけでございますけれども、この辺についてはやはり県警のほうとしても、今、現時点ではなかなか正式な形では公表できないよというふうな部分も、中には含まれているようでございます。

十分、私ども那須塩原市といたしましては、大田原署から新しく那須塩原署に管轄が変わるといふふうな大きな変化がございます。こうした中で、那須塩原市としましては、旧西那須野地区、塩原地区が平成13年度から行ってまいりました要望活動等々をきちっと踏まえながら、新しい署の建設といふのはなかなか難しいと思っておりますけれども、管轄が変わる中で、体制的なものについては、私ども執行部、それから市議会等と連携を図りながら、今後とも要望等々を繰り返してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 20番、水戸滋君。

○20番（水戸 滋君） やはり県がこれはマル秘的なものといふか、警察の部分でありますから、なかなか公表ができないというところがあるわけでありまして、黒磯署、この旧3市町がまとまった那須塩原市、これは一つになるわけでありまして、当然のことながら那須も入るわけでありまして、やはり再編されてからそれに関する組織の再編という形では、とても間に合わないのではないかなと、こう考えているところであります。

特に先ほど聞いた中では、やはり黒磯、西那須野地区、交通事故等については1,900、あるいは軽犯罪等については1,300の900と、接近している部分がございます。それが大田原からこの署に入

ってくるというものをちょっと重く見ないと、ただ単に黒磯署が那須塩原署に変わって地域が広くなりましただけでは済まされない部分であると、こう考えております。

だから、交通事故撲滅とか、あるいは防犯とか、あるいはその他もろもろ、学校等につきましても、やはり小中学校の児童生徒の安全対策と、こういうものはもう先にできる部分ではないかなと。別にこの4月の再編を待たずに、那須塩原市としてもうしっかり再編を見越して、その辺のところは再編に向けていける部分じゃないかと思うので、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 水戸議員おっしゃるとおりでございまして、やはりただこまねいて待っているということではなくて、いろいろな部門、教育部門、児童生徒の安全の確保、そういったところもございまして、それから、交通事故等、あるいは刑罰的な犯罪、そういったものを減少させるように、あるいは撲滅をするような形での対応を、今後とも4月1日以前にできるものからやはり取り組ませていただくということで、進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 20番、水戸滋君。

○20番（水戸 滋君） ぜひ事件、事故、あるいは交通事故はもう、これは県内でも高い位置になって、これは十分、議員各位、あるいは執行部もとらえていると思います。ただイベントや何かでこなすだけでなく、本当に我々、実は、もしこれで減らないのであれば交差点に立とうぐらいの、あるいは市職員が、あるいは議会が、本当に通勤、あるいはそういう時間帯に撲滅作戦で立つぐらいの大声切った策を講じないと、なかなか減っていかないのかなという部分もあるわけでありまして。

ぜひ、議会も一丸となっていくわけでありまして、この那須塩原再編に向けた早い時点で考えていく、これを要望しておきます。

次の自警消防団、連合消防団でありますけれども、各消防の現況等は、先ほど聞いたとおりでありますけれども、これを大きな一つの消防団で稼働するのはなかなか難しいのかなと。でも、やはり災害等、あるいは急を要するときなどに、その連携というものをしっかりとっていただきたい。これは要望にかえさせていただきます。

それから、地域の防犯のほうでもう一つやりまされども、2番の市当局における自警団であります。

NPO関係で、黒磯、あるいは大田原で実際に組織されて、青少年の防犯活動と申しますか、これは自主的に行われている。先ほどの警察の問題とはやはり重複しますけれども、こういうところもしっかりこれから、こういうNPOともタイアップしながらいかなければならないのかなと、こう考えていきますので、この辺のところもやはり全面的に援助しろとは言いませんが、やはり連携をとった中でしっかりしたものをつくっていただきたいと、こう要望します。

それから、8月の豪雨でありますけれども、これも2時間で100mmを超えると、本当に記録的なものであります。やはり各本庁、支所、対策本部というものを設けてやっているわけでありましてけれども、なかなか連絡が来てもすぐ動けない部分があると。調査して、なるべくその災害を把握するだけにとどまっているのかな、あるいは土のうやそうしたものを要請によって運んで、あるいはとりに来ていただいてという部分しかできないのかなと思いますけれども、この辺、やはりこうした防災というか、この自然災害等について、防犯組織も兼ね合う部分でありますけれども、もう少

しこういう部分を徹底強化できないものかなと、
こう考えているんですが、いかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 自主防災組織につきましては、旧西那須野地区28のコミュニティー組織
といいますか、自治会組織にすべて組織が立ち上
がっているという状況にございました。黒磯では
2つ、それから塩原地区では1つということでご
ざいます。

やはり災害が発生をしましたときには、この地
域にございます自主防災組織、これがやはり中心
になって、地域の方々の救援活動等々の先頭に立
って情報を流していただくというものが、大変重
要であろうというふうに思っているところであり
ます。

今後とも、こういった組織の立ち上げ、こうい
ったものにもやはり私どもも努力をしてみたい
と思っておりますし、現在ありますその自主防
災組織と行政との連携、こういったものも今まで
以上に密にしていきたいというふうに考えている
ところであります。

以上でございます。

○議長（高久武男君） ここで10分間休憩いたしま
す。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

○議長（高久武男君） 引き続き会議を開きます。

20番、水戸滋君。

○20番（水戸 滋君） 豪雨のまだちょっと残っ
た部分がありますので、ちょっとお伺いをいたし
ます。

地区の防災組織を中心という話とタイアップ

するわけでありましてけれども、これに関しては避
難場所、この辺のところの把握といいますか、行
政等の指導とか、そういうふうな点についてはい
かがなされていますか。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 避難場所の周知という
ことをございます。8月20日付の広報におきま
して、3地区の避難場所について掲載をさせてい
ただきました経過がございます。あれだけで徹底
がされるというものではございせんけれども、
今後とも継続的に避難場所の周知等々には対応し
てまいりたいというふうに思っています。

なお、現在、那須塩原市の防災計画の策定に今
入っている状況にございます。こういった中でも、
この避難場所につきましては、明確な位置づけを
もって、11万5,000人の市民の皆様方に周知が図
られるよう進めてまいりたいというふうに考えて
おります。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 20番、水戸滋君。

○20番（水戸 滋君） 8月20日付の広報で、広
く住民には周知をしたということでもあります。

それとともに、やはり防災マップまでちょっと
踏み込んで、きちっとした形で作り上げていく、
広報だけでなく、あるいは公民館、あるいはい
ろいろな関連機関には、やはり本市の防災マップ
という、そこら辺まで踏み込む考えはないかどう
かちょっとお伺いします。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 先ほど申し上げました
那須塩原市の地域防災計画、この中で、この防災
マップ等々についても十分に検討してまいりたい
というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 20番、水戸滋君。

○20番(水戸 滋君) それでは、それを期待して、次の最後の質問でありますけれども、来年度の予算編成ということで、市長から基本的な考え、安心・安全、公正・公平な予算編成をするということであると。基本的に、今まで17年では種まきをしたんだから、これから芽吹きをさせるという大変いい表現でなされたわけでありまして、特に道路、学校については、これはすぐにやはり取りかかる部分があるという話が出てきたわけがあります。

それで、やはりこの部分と3番の特例債、優先的な順位というものを兼ね備えて、もう少しやはり、我々の会派もそうでありまして、この那須塩原に一体感を持たせるという意味は、やはりこの予算編成の中で早く特例債を使いながら進めていかれる、これが芽吹きを待っているだけじゃなくて、もっと踏み込んで来年度には取りかかるのかどうか、それについて一緒にお伺いします。

○議長(高久武男君) 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長(君島 寛君) 合併特例債は、以前から申し上げておりますとおり、やはり大変有利な起債というふうなものでございます。ただし、これは無制限にこれで事業を展開するというわけにもまいりません。一つ一つの事業を精査し、あるいは優先順位、そういったものをきちっと見きわめさせていただきながら、この有利な合併特例債を使わせていただくといったものが基本になろうかと思えます。

合併後の一体化に資するための公共施設等々の整備、こういったものに充当しなさいというふうな条件もございます。こういった条件等々をきちっと見きわめをさせていただきながら、後世にそういったツケを残さない、そういったものも考え

ながら、今後、この合併特例債の充当について研究、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長(高久武男君) 20番、水戸滋君。

○20番(水戸 滋君) 市長はそれによろしいですね。

○議長(高久武男君) 答弁を求めます。
市長。

○市長(栗川 仁君) それでは、私のほうからお話を申し上げます。

今、部長のほうから答弁があったとおり、合併債につきましては、今年度も対応したいものということで、合併特例債で対応したいという考えで進めたものもございますけれども、実はその今の話にありましたように、これは要するに合併特例債では対応できませんよというものも出てきております。要するに、合併をしたということに対する一体感の醸成等々を中心としたものにその予算づけをしていくという基本的なものがあるということで、対応がなされないものもございました。

そういう意味では、先ほど申し上げておりますように、やはり精査をしながら予算計上等を進めていかなければならないということで、これが合併特例債で、合併したんだから何にでも適用できるんだという考え方というのは、国のほうの予算措置ですか、そういうのには該当してこないという話も伺っておるところでございます。

いずれにいたしましても、特例債は、借り得る債券としては有利なものでございますので、それらのものにつきましては十分検討をしながら、利用できるものについてはそれらを利用しながら、行政対応に当たっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(高久武男君) 20番、水戸滋君。

○20番(水戸 滋君) 18年度の予算は、市長みずから手がけるわけでありますので、市長の声、これを大事にして、私の質問は終わるわけでありますけれども、やはり税収の見込みはまずまず何とか今年度並みでいくのかという話、それから国・県の補助等が、やはりその部分が厳しいのではないかという話がありましたけれども、十分中身を詰めていただいて18年度予算を編成されるように望みます。

以上です。

○議長(高久武男君) 未来21の20番の水戸滋君の質問が終わったわけですが、時間の範囲であれば関連質問が許されておりますので、関連質問がございましたら。

7番、磯飛清君。

○7番(磯飛 清君) 議席7番、磯飛です。

関連質問ということで、私のほうからは、報告書の中の2番、安心・安全なまちづくりについて、その中の1番の警察署再編計画について伺います。

先ほど水戸議員の質問に対し、市長のほうからは、市として住民の意見をもとに、あるいは意向を反映して県のほうに要望していくという答弁をいただきました。住民の意見、意向、これらはどうのような手法で意向、意見を集めるのか、また、期間としていつまでに集めて県のほうに要望するのか。既に計画案が発表されて3か月がたっております。先ほど水戸議員のほうにもありましたように、来年度4月にはこの計画が実行されるということで、時間的にも期間的にも押し迫ってきていると思います。その中で、いつごろまでにどのような手法で集めるかお伺いいたします。

○議長(高久武男君) 総務部長。

○総務部長(君島 寛君) 期間に限られた中でどういうふうに動くのかということでございますが、那須塩原市の区長会、自治会の連絡協議会という

組織がございます。残念ながら、ちょっとこれは全部網羅しているわけではございませんけれども、そういった役員の方々、この役員会もでございます。そうした中で、この警察再編計画についてお話を申し上げ、地域の意見等々をまとめていただくという方法も、一つの手法なのかなというふうに考えております。

この後すぐにこういった役員会等々も開かれる予定もございますので、その中で3地区の役員の方々に一度こういったものを出させていただいて、ご意見をいただこうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(高久武男君) 7番、磯飛清君。

○7番(磯飛 清君) 特に所管の警察署が、大田原警察署から那須塩原警察署に移管が計画されている西那須野地区、塩原地区、これら両地区においては、従来の大田原警察署より移管された後、遠距離になるということで、住民、市民の多くの方々は、治安維持に大きな不安を抱き、深刻な問題としてとらえております。今答弁をいただいた内容で、しっかりと県のほうに要望、要請で働く必要があると考えます。要望となりますが、しっかりと県のほうに要望、要請をお願いするところでもあります。

以上で私の関連質問を終了いたします。

○議長(高久武男君) そのほかに関連質問ございますか。

29番、齋藤寿一君。

○29番(齋藤寿一君) 29番、齋藤寿一です。

2番の安心・安全なまちづくりについての(2)番、地域防犯・防災組織についての②番であります、当市における自警団等の防犯・防災組織の把握と当局の連携についてお伺いをいたしたいと思っております。

先ほど市長の答弁にもありましたように、現在、

ご存じのとおり、旧黒磯市、旧西那須野町、旧塩原町には、NPO栃木自警団として組織をされておりますが、各警察署管内単位で組織されているのが主なようです。栃木自警団の所属の団としては、壬生本部、佐野支部に続きまして、平成14年3月に黒磯支部が3か所目の設置としてこの活動に入ったわけございまして、その後、西那須野、塩原においても設置され、活動しているわけございまして。

この自警団に関しましての主な事業といたしましては、専用巡回車による域内定期巡回犯罪防止監視活動及び啓蒙事業、続いて、自然災害時の域内の巡回監視活動及び補助、域内催事期の車両円滑整理活動及び補助、青少年健全育成の啓蒙活動及び補助、軽微犯罪等の警戒、監視活動及び補助を行っているものでございます。

この活動に関しまして必要な制服、あるいは専用巡回車、ガソリン等、あるいは保険等、すべてこの会員が出費をしておる集団でございまして。NPO法人ではありますが、必要最低限の経費の補助は市のほうで考えてはどうかというような思いでございまして、答弁のほどをお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 防犯関係につきましては所管になっていきますので、私のほうからお答えしたいと思うんですが、今、自警団関係で補助をどうかというようなことがあったわけですが、以前にも定例議会の中で、防犯につきましては、地域防犯パトロール等々のご意見も出ております。そういった中で、来年度、警察が再編されるというふうなことも含めまして、その地域の防犯、パトロールなりとあわせて、どういうふうな支援ができるのかといったところで考えてい

きたいと思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 29番、齋藤寿一君。

○29番（齋藤寿一君） 彼らの活動としては、今申したように、そういうかかる経費についてもすべて団体で賄っているという状況でございまして、ただ、その出動に関しまして市のほうから費用をいただいているというような部分がございます。それは、当然そういう組織的にありませんので、この自警団直接というか、現在は社会福祉協議会の青少年育成の部分で、1回出動に当たり、たしか5,800円というような出費をされているようでもあります。これに関しまして、きちっとしたそういう、今、部長がおっしゃるような組織の中でぜひ組み入れていただければと思います。

それでは、時間がないようですので、次の③の本年8月の数回にわたる豪雨という部分で、先ほどうちの水戸代表が質問しましたけれども、この3市にわたる避難場所については、8月20日付の広報で周知徹底をしているということで、今後、今はこの現況でございまして、頻繁に市民にわかるようにお知らせをしていただければと思います。

そこで、2点ほどお伺いしますけれども、この避難場所における各職員の配置等の徹底がされているのか、また、この避難場所における食糧、あるいは毛布等の数の確保ができていくのかどうか、2点をお伺いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） まず、2点ございましたので、1点、避難場所の指定があつて、そこに職員が配置されているのか否かというものでございました。特に専属の職員が配置されているという状況にはございません。ただし、何かありましたときには、やはり全庁的な防災体制の中で、避

難所の担当部署、そういったものができてきますので、そういった方々、職員に対して徹底をさせていただくという形のもので考えているところでございます。

もう一点、備蓄の関係でございますけれども、今現在、3支所におきまして、おのおの備蓄の関係、物品等々、毛布、あるいは食糧でございますか、そういったものは、ある程度支所の中で備蓄をしている状況でございます。今後、これがこの3つの箇所だけでいいのかどうか、先ほど申し上げました、地域防災計画の中でもこの備蓄計画といったものが大きなウエートを占めてまいりますので、この中で研究を続けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 29番、齋藤寿一君。

○29番（齋藤寿一君） 以前、那須水害のときに、塩原の例ではありますけれども、ある避難場所に行かれましたところ、職員体制でだれも担当がいなかったということで、そこは豪雨により、水は入る、停電になるということで、避難場所でありながら大変不安になったという経緯がございますので、その辺を十分に強化して職員配置をしていただければ、このように思うわけであります。

また、塩原に関しまして、旧黒磯、那須塩原全体で多分やっているのかなと思いますけれども、土砂災害防止法ということで、現在、基礎調査説明会がおのおの行われているわけでございますが、塩原に関しましては、危険警戒区域ということで100か所指定されておきまして、74か所の調べが済んでいるということをお聞きしております。26か所に関しましては民家がありませんのでということで、調査は74か所済んでいるという、そういうようなことで、市のほうも大変市民に対して、こういう防災に関して徹底をされたお話をされた

りということで、大変感謝をしておりますけれども、現況は、こういうふうに頻繁に現在起こっている地震、あるいは台風等もあす、あさつてにはまた大型が直撃するなりというお話がありますので、ぜひこういう強化体制をさらに検討していただき、私の質問にかえさせていただきます。

以上、終わります。

○議長（高久武男君） そのほかに関連質問ございますか。

19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） 19番、関谷です。

時間がございませんので、一遍に質問させていただきたいと思いますが、1項目めの車座談議と地域組織についてであります。

先ほど来の答弁で、この車座談議であります、一つの組織としてとらえている、組織化していくご答弁でございました。車座談議を組織としてとらえていくということで、コミュニティー、あるいは行政区、自治会などのそうした組織とともに、より混乱が生まれぬか、あるいはだれがリーダーシップをとるのか、イメージがいま一つ不明解でありますので、ご答弁をいただきたいと思ひます。

それから、組織とした場合の到達点、組織としての発足から成熟していったときの、その組織としての到達点をお伺いしたいと思います。

さらに、車座談議への予算のつけ方の考え方、そしてその内容への考え方をお伺いします。

さらに、職員地域担当制の中でのその職員は、勤務の中で行われるのか。

以上をお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（松下 昇君） 4点のご質問がありましたので、それぞれお答えをさせていただきます。

車座談議をどう運営していくかという基本的な話になるかと思いますが、基本的には、組織をしましたら、その中で住民の方の代表を選んでいただいて、その方が座長になるという形になるかと思いますが、そういう形でやっていきたいとは思っております。ほぼコミュニティ組織が担うということになれば、当然、既存の会長さん等がいらっしゃるわけですから、想定としてはそういう方たちが結局は座長になってくると。また、ないところについては、新たにつくるような組織等もあるかと思いますが、そこはやはり互選という形で選んでいくかと思いますが、想定されるものは、やはり自治会として地区のいろんな自治会活動をやられている方が、ある程度リーダーシップをとっていただけるものなのかなというふうに思っておりますけれども、これも誰さんをお願いするというような形で決めていくのもいかなものかと思っておりますので、よく地域の組織化とあわせて相談をしながらやっていきたいと思っております。

それから、到達点とかそういうイメージの問題ですので、現在、これ相談をしながらという部分もありますから、個人見解的なものもまだありますけれども、やはり地域のことは地域でそれぞれ考えていただいて、地域の課題を掘り下げてやっていくという中で進んでいけば、地域のいろんな整備計画なり地域の皆さんの活動のあり方等も含めて、そういうものをまとめ上げていくというような話になると思います。かつ、そういう運動体を起こしていくというふうになると思いますので、そういうイメージでいます。

ただ、自治法に基づくような協議会というような自治組織というようなイメージではちょっと思っておりませんが、主体的な住民のまちづくり活動体と、それを行政と一緒にパートナーシ

ップでやっていくというようなイメージでいます。

ただ、予算のつけ方は、若干、水戸議員さんにもお話をしましたけれども、その中で話し合われたことで、優先順位等の高いもの、そういうものは、やはり全地区一緒にやるということじゃなくて、その地区に合わせた予算をつけていくということで、やはり15か所すべて同じ年度で同一額をつけていくというようなイメージにならないで、ある程度メリハリが出てきてもやむを得ないのかなというふうに思っています。

もちろん行政といたしましては、均衡ある市の発展という観点から、ある程度リーダーシップを持ってリードしていかなければならない部分もあるかと思いますが、現実論としては、ある程度メリハリが出てきてもやむを得ないのかなというふうに考えております。

それから、担当制のあり方につきましては、職員が、いわゆる兼務的な発想になりますので、それを日常的に常にやっているというような状況は想定しておりませんので、一緒に考えさせていただくということで、職員がリードをしていくということは考えておりません。

少なくとも職員は、ある程度の経験者等もつけていきますので、その今までの経験の中で培った知識等、そういうものも生かしながら、それからまた、毎日の方に行政に携わっておりますので、そのパイプ役というような位置づけもあろうかと思えます。ただ、平常業務の中ではなかなか対応できないと思いますので、多分に休みなり夜なりというような活動の仕方になってきてもやむを得ないのかなというふうに思っています。

ですから、職員がもし地域で昼間やるというときには、全員が担当者が行ってお話をするという場面はなかなか難しくなることもあろうかと思えますけれども、時間の繰り合わせである程度の人

間が行くということは、もちろんその中でその担当した職員の中の調整の範囲で対応できるかなど、そんなようなイメージでおりますけれども、何はともあれ、そういうすべての進め方についても、申しわけないんですが、一方的に行政がこれから決めるというのはいかがなものかと思っておりますので、ある程度の素案的なたたき台はもちろん責任を持って出すべきものは行政だと思いますけれども、一緒に考えていきたいと、そういうものも一緒に協働で考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（高久武男君） 19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） 住民の自主性というものはとても大切だと思うんですが、組織として立ち上げていく以上、この15地区にということで、例えばこれをもって、この車座談議をもってコミュニティー組織を格差をなくしながらつくるとか、そういったイメージが明快でなければならないと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（栗川 仁君） これが現在あるコミュニティー等々のような形にという話でございますけれども、私自身は決してそういうものにこだわってはおりません。その地域で活動しやすい、そして、しかも市民の意見が上がってきただけならば、それが将来にはコミュニティーになるんですよという、そういう縛りとかそういうものは私はつけて進めるべきではないというふうに思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 以上で未来21の会派代表質問は終了いたしました。

◇ 菊 地 弘 明 君

○議長（高久武男君） 次に、創生会代表、26番、菊地弘明君。

〔26番 菊地弘明君登壇〕

○26番（菊地弘明君） 創生会を代表して質問いたします。

1、雨水排水対策について。

現在行われている対策、また検討されている対策についてお尋ねをいたします。

2、広域第2期ごみ処理施設の現状と今後の進め方（分別収集も含む）について。

意見募集も8月22日に終了したと思いますが、何人からどのような意見が出たのか。また、今後、意見や廃棄物減量等推進協議会等の意見を参考にしながら計画を策定するとなっておりますが、そのとおりですか。また、分別収集についても将来統一されるわけですが、問題点はありませんか、お尋ねをいたします。

3、教育福祉行政について。

①保育園における昼寝について。

子供に昼寝をさせることが健康管理に重要とされ、昼寝がされているという理解でよろしいのでしょうか、お尋ねをいたします。

②総合学習について。

現状を保護者や先生はどのように評価しているのか、お尋ねをいたします。

③スクールミーティングについて。

文部科学省の新たな企画であるこのスクールミーティングについての考え方、取り組みについてお尋ねをいたします。

④学校マニフェストについて。

政治の世界にとどまらず教育界にも上陸し、効果は大と言われておりますが、考え方と取り組み

についてお尋ねをいたします。

以上で第1回の質問を終わります。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君の質問に対して答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 26番、創生会代表、菊地弘明議員の会派代表質問にお答えをいたします。

まず、雨水対策についてであります。雨水対策につきましては、それぞれの地域の実情に応じて、河川、水路等の改修や下水道の雨水幹線の整備、あるいは雨水の貯留施設や浸透施設の整備などさまざまな方法により、順次整備を行っております。

今年度は、1級河川百村川の整備にあわせて、下水道事業として百村川第2幹線築造工事を、雨水排水整備事業として百村川12号準幹線整備工事や百村川9号準幹線整備工事を予定しております。また、普通河川整備事業といたしましては、南郷屋堀改修工事などを予定しております。

地域排水事業といたしましては、昨年度まで行ってきました黒磯地域排水施設整備事業のほか、鍋掛地域排水整備事業などを行っております。このほか、市道の側溝整備や雨水浸透槽の設置、水田等の遊水地対策事業などを行っております。

なお、現在、雨水排水整備基本計画の策定作業を行っておりますので、計画策定後は、事業費を勘案しながら順次整備を進めてまいります。

次に、ごみ広域化についてでございますけれども、広域第2期ごみ処理場の現状と今後の進め方についての質問にお答えをいたします。

まず、経過等について説明をさせていただきますが、現在、那須広域行政事務組合で進めておりますごみ処理施設建設計画は、平成9年、厚生省のごみ処理施設建設ダイオキシン類発生防止等ガ

イドラインの公表に伴い、平成10年9月、ごみ処理施設の建設は那須地区広域行政組合の事務とする内容のごみ処理広域化に関する確認書を、構成市町村で取り交わしをいたしました。

県においては、平成11年3月に、国の基準をクリアするため、県内を10ブロックに分けた栃木県ごみ処理広域化計画を策定し、それに基づきまして、平成12年3月、那須地域を2市に分けた、那須地域ブロック広域化基本計画を策定しました。

1グループには、1市2町1村を区域とする広域クリーンセンター大田原が、平成15年3月に稼働をいたしましたところであります。第2期グループといたしましては、旧黒磯市、旧西那須野町及び旧塩原町を区域とする第2期ごみ処理施設建設調査検討委員会が組織され、検討に入りました。

そうした中で、建設用地の取得については、平成17年3月25日に、那須地区広域行政事務組合の臨時議会において土地売買契約の議決をいただき、用地が確定したところであります。

今後の進め方についてであります。平成20年度稼働に向けて、平成17年度においては、平成16年2月から進めております建設用地周辺の生活環境影響調査、一般廃棄物処理計画の策定を行い、施設の基本的な検討を行うとともに、循環型社会形成の推進、地域計画の策定、都市計画決定を行うこととなります。また、地元などへの説明を実施してまいりたいと考えております。

次に、那須塩原市の一般廃棄物ごみ処理基本計画の策定のための意見募集の結果についてであります。10人の市民、1団体、1事業所から広範囲にわたるご意見をいただいております。意見の内容につきましては、分別に関するものや減量に関するもの、ごみ袋に関するもの、そのほか、有料化や施設に関するものがございましたが、計画の内容とは直接の関係がないご意見もございまし

た。

今後は、いただいたご意見を参考にしながら、廃棄物減量等推進審議会でも検討していただき、那須塩原市の一般廃棄物処理計画を策定する考えであります。

分別収集についての問題点はないかのご質問でございますが、合併後統一されない分別やごみ袋の統一などの課題の検討が必要となります。

いずれにいたしましても、計画の実施の上では、何といたっても市民のご理解をいただくことが重要であると考えておりますので、広報紙による啓発やわかりやすいパンフレットを作成し、自治会などを単位として説明会を実施して、周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、教育福祉行政についてでございます。

充実した保育をするために、国が保育指針を定めており、それに沿って日々の保育を行っております。その中で、すべての年齢時において、食欲、睡眠、排泄など生理的な要求を満たし、生活の安定を図っており、特に睡眠につきましても、適切な休息をとることにより、心身の疲れをいやし、集団生活による緊張の緩和をする効果があり、心身の健康を維持するためにも大切な保育内容の一つとされており、午後1時から3時まで実施をいたしております。

なお、就学を直前に控えた児童につきましては、1月ごろから就学のための準備、心構えとして、休眠はとらないようにしております。

次に、教育行政についてお答えをいたします。

総合学習についてのご質問でございますが、総合的な学習の時間については、国が一律内容を示しておりませんので、各学校が創意工夫を發揮して行っております。

本市においては、総合的な学習の時間の名称を学校で決め、自然体験やボランティア活動などの

体験的な学習や問題解決的な学習が積極的に行われております。また、異年齢集団の学習や、地域の施設などを生かした多様な学習が行われております。

保護者や教員の評価については、本市独自の調査は実施しておりませんが、平成16年度、県教育委員会や文部科学省の調査によると、「よいと思う」、「まあよいと思う」と答えた保護者は、おおむね小学校で75%、中学校では65%、教員については、小学校では80%、中学校では50%が、やりがいがあると答えております。

児童生徒の学力低下が指摘されておりますが、多面的な見方や考え方、表現力などは、総合的な学習の時間において育てるべき資質、能力でありますので、子供たちに何が必要か、子供1人1人がどんな力を身につけたいのかを分析し、充実したカリキュラムを編成し、実践するよう指導していきたいと考えております。

次に、スクールミーティングについてのご質問にお答えをいたします。

文部科学省では、文部科学大臣、副大臣、文部科学省職員等が、平成17年1月から夏まで、希望した小中学校、盲・聾・養護学校に出向き、教育現場の実際の取り組みを見たり、教職員、児童生徒、保護者などの意見を直接聞いたりするスクールミーティングを実施しております。これに基づき、学校を視察して、授業参観や学校給食の試食、懇談会を通しまして、要望や意見を聞き取り、施策等へ反映させる予定であります。文部科学省が現場の自治体把握や国民の声を聞き、施策等に反映させることは、大切なことと考えております。

次に、学校マニフェストについてのご質問にお答えをいたします。

本市の学校では、教育目標や達成目標を具体的に数値化して学校経営に当たっておるところはご

ざいませんが、学校長が、児童生徒や保護者、地域住民に学校の運営方針を示すために、重点目標を具体的でわかりやすくし、学校経営のグランドデザインを作成して公表いたしております。また、校長は、保護者や学校評議員などから学校経営全般に対する外部評価を受け、経営の改善に役立てております。

以上で私からの答弁といたします。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） では、再質問をさせていただきます。

1番の雨水排水対策についてでございますけれども、8月10日、西那須野地区で3時間で187mlという、床上、床下、土砂崩れというような災害があったわけでございますけれども、旧黒磯地区でこのような雨が降ればどうだったんでしょうか、その辺のところを、まず初めにお尋ねしたいと思います。

○議長（高久武男君） 答弁を願います。

建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 時間雨量100ml以上ということでございまして、10年災害のときもやはり100ml以上という雨量がありました。そういう状況の中で、黒磯地区においても被害をこうむったわけございまして、当然、これだけの時間雨量が降れば、一時的に排水できない地区が出るだろうと、このように予想をしたところでございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） たまたま西那須野に行っていて、ひどい状況に遭いまして、いや、これはひどいなというふうな感じを受けたものですから、今回こういう項目を出して、対策についてお聞きしようというようなことで出したわけです

けれども、先ほど市長さんから、雨水対策についてはこういうことをやっているんですよというふうな話があったわけなんですけれども、旧市町におけるこの雨水対策の整備率というんですか、それはどの程度なのか、まず初めにお聞きをしたいというふうに思っております。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 西那須野地区は、雨水計画をつくって、それなりに今工事を進めておるところでございまして、大体それでも20%から30%ぐらいしかまだできていないという状況だと思います。黒磯地区につきましては、そういう基本計画そのものができてございません。そういうことから、合併を機に、今回17年度予算としまして、雨水対策基本計画をつくらうということで、今回予算を盛らせていただいて、現在、計画を策定している途中でございます。

そういう状況でございますので、今後、計画にのっとりまして整備を進めていきたいと、このように考えてございます。

塩原地区については、温泉街は、ご案内のとおり、箒川ということでございまして、雨水はほとんどそちらの川に流れるということで、今までも浸水等々は起きていないと、このような状況でございまして、関谷地区においては、先だつての8月26日の雨についても、金沢地区の一部で水が出たと、こういう状況でございます。これについては、台沢等の沢については、県で現在、堰堤等整備計画をしておりますので、それに付随しまして、流量、降雨についても整備をしていただけると、このような計画になってございます。

ですから、整備率ということになりますと、温泉地区は大体大丈夫だろうと、こういうふうと考えておりますけれども、関谷地区についても若干残っているのかなど、こういうふうと考えており

ます。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） この後、一般質問等でも細かい場所についての対策というようなことが出ておりますので、私、大まかなところで聞きたいと思うんですけれども、今お聞きしますと、西那須野が二、三十だと、黒磯はこれから基本計画をつくってやるんだよというようなことなんですけれども、塩原は、大体整備率は、温泉街はオーケー、関谷地区でも大体できているんじゃないかということなんですけれども、やはりこれ非常にお金のかかることです。ですから、当然、整備計画を立てていくにも、予算を絡めての整備計画というふうなことになると思うんですけれども、先ほど来からお話がありましたように、非常に財政厳しいんですよというようなことで、こういうものに予算化されるためには、担当課としてどのように考えているのか、その辺についてお尋ねをいたします。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 先ほどの答弁で答弁漏れといいますか、考え方でございますけれども、旧黒磯市におきましては、大規模排水でございまして、これ4本ほど那珂川のほうに落ちております。15、16年度につきましても、埼玉街道に雨水排水の約3mの管が入って、これができたために、かなり上の水を受けて、その下には余り行っていないと、こういう状況になってきていますので、今回も、先ほども答弁しましたように、鍋掛地区につきましても第1期分の排水をさせていただきます。今年度完了すると、こういうことでございます。

こういうことで、整備率はいずれにしましても、以前から比べますとかなりの雨水対策になっておりまして、以前でしたら、かなり黒磯駅前等々に

も出ていたと思いますけれども、そういうものも解消されておりますので、今後、大規模に落とす、要するにそれに接続するような地域の排水を考えていかなければならないと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高久武男君） ここで昼食のために休憩いたします。午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 零時58分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） それでは、雨水排水対策について、最後のご質問をしたいと思います。

旧市町で、ここだけは早急に整備をしなければならないという場所はあるのでしょうか。また、その場所と、もしやるとすればいつごろやるおつもりか、また予算的にはどのぐらいか、それをお尋ねします。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） どうしてもしなければならぬという話でございまして、当然、雨水がたまる場所は全部しなければならぬと、こういうことだと思いますけれども、西那須野の場合には、ただいまも申し上げたとおり、計画に沿って着実に整備を進めております。ですから、1か所じゃなくて当然何か所も出てくると、こういうことでございまして、今後も整備計画に沿って順次進めていきたいと、このように思っております。

黒磯地区の場合には、先ほども申し上げましたように、那珂川に幹線が6本ほど整備をされて、

抜いてございます。そういう関係で、市街地についてはほぼ対応できているのかなというふうに思っておりますが、一部、役所の西になりますけれども、セブンイレブンの通りが若干、消防署あたりまでどうしても排水ができないということで残っておりますけれども、今後は雨水計画の中でその辺の解消も努めていきたいと、このように思っております。

塩原地区については、先ほど申し上げましたように、温泉地区についてはほぼ大丈夫だろうと、こういうふうに思っておりますけれども、箒根地区につきましては、下水道の認可計画の中では、約75から80%は整備されておりますので、こちらでも大体解消されてきているだろうと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） いずれにいたしましても、雨水対策、雨が降ったときは市民の方が大変迷惑をこうむっているわけでございますので、今後ともよろしく願いたいというふうに思っております。

それで、2番目の広域の第2期ごみ処理施設についてちょっとお伺いしたいと思います。

先ほど意見の内容とか何人とかというご回答があったわけでございますけれども、10人でというようなことであったわけなんですけれども、この中で、今後、都市において、第1期のごみ処理施設の建設のときには、何か広域の中で、名称はちょっとわかりませんが、勉強会とか研究会とかというものがあつたというふうに聞いておりますけれども、そういうものを今後当市においてはつくるお考えがあるのかどうか。あるとすれば、また内容的なもの、その1期のごみ処理はどういう内容で勉強会をしていたのかということがおわ

かりになれば、お知らせをしていただきたい。

また、分別についての問題点でございますけれども、ごみ袋の統一というようなことで今後考えていращやるといようなことでございますけれども、現在、西那須野地区においては、指定袋を使用して、名前を書いて出しているんですよというように、そういう点からいくと、黒磯地区は、何でも結構ですというようにやられているものですから、大分差があるななんていうようなことで、道路沿いにあるごみ集積所に車来てちょっと置いていっちゃうというように、そういうことがないから起きるのかなという考えもしているわけなんですけれども、今後、家庭系のごみの有料化というものも考えているわけでしょうから、その有料化はもちろんでございますけれども、その有料化された後の対策というものもやはり検討をしていかなければならないのではないかなというふうに思っているわけなんですけれども、以上の点についてお答えをお願いします。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） まず、1期の研究会といいますか、そういう組織が第1期のときはあつたというところで、2期はどうなんだというところだと思うんですけれども、これは、1期については大田原、那須町、湯津上、黒羽の1市2町1村の中で1期を立ち上げて進めていく中では、そういう議員さんの研究会的なものがあつたというのは聞いております。これは一連のその計画を検討していくときの研究会というか、検討会だつたと思つているんですけれども、じゃ、2期はどうしてないんだということになるんだと思うんですが、これは、私も当初の段階はちょっとわかりませんが、16年に私がこの担当になりまして、広域のほうから聞いているのでは、

合併に伴って1市2町になっていくと、そういった中で、その議員構成も変わるようなことがあるというようなところも含めて、そういった中で立ち上げがなかったというような形では聞いています。

実際には、今17年度の段階で、6人の広域の議員さんがこの那須塩原市から出ておりますけれども、そういった中で、今後、大田原のほうが合併すると、またその広域としての構成がどうなるのかなと、そういったその一連の合併に伴うところも踏まえた形で立ち上げがなかったのかなというような形で、広域のほうからは聞いております。

それから、ごみの指定袋の統一なんですけれども、これは現在、実際には1市2町の旧ごみ袋のあり方というのはまちまちでございます。こういった中で、今度の那須塩原市としてのごみ処理基本計画の中では、そういう部分も統一をしていきたいという考え方でおりますが、そのときにあわせて、その今出ました記名ですね、これは西那須野については記名をしておりますけれども、実際にはその個人情報の関係とかもろもろの意味合いというのでも検討していなければならないのかなと。そういった意味で、指定袋も今回のパブリックコメントの中では、すべてが透明じゃなくてもいいのではないとか、いろんな意見が出ています。そのもろもろ、そういうものをあわせて、廃棄物処理基本計画をつくる中では十分検討していきたいと思っております。

それから、もう1点の、その有料化を検討することにしております。ただし、これは18年なら18年に有料化をしますよということではなくて、有料化というものもその減量等々を踏まえた場合に検討も必要じゃないかということで、18年にその有料化を目指すんだという考え方でおります、検討に入りたいと。ただし、今、議員がおつ

しやいましたように、有料化をした場合に当然、不法投棄とかそういうものも懸念される部分はあります。そういった部分をどういうふうな考え方で有料化というものをしていくかというの、そういう部分も含めて、今後の検討する中では考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） 今度のごみ処理施設についてでございますけれども、この中で市民のかかわり合いとか議員のかかわり合いというのが非常に大切になるのではないかと。といいますのは、今度のごみ処理施設は広域でやるということを市長さんが明言しております。そういう意味から言いますと、やはり那須塩原市の市民の方、また議員として、このごみ処理施設にはかかわり合いを持っていかなければいけないのではないかなというふうに思っているわけなんですけれども、そういう中で、この審議会には議員は入らないというようなことでございますし、また市民の方のかかわり合い、もちろん意見募集、パブリックコメントで10人の方というようなことで、わずかな人数だと思うんですけれども、そういう中でももちろん地域住民の方への説明会とかということはやっているでしょうけれども、市としてのその議員のかかわり合い、それから市民のかかわり合い、これをどのように考えているのか、それをお尋ねしたいと思っております。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 今のご質問をちょっと分けてみたいと思うんですが、今回のパブリックコメントにつきましては、那須塩原市としてごみのあり方をどうするのかということで、那須塩原市としての一般廃棄物処理基本計画をつくる上でのパブリックコメント、これは当然、その12

件の意見があったというのが多いのか少ないのかというのがちょっと、私もこのごみについては判断しかねますけれども、パブリックコメントの意見としては、まあいろんな分野にわたって出てきたのかなという気はしています。ただし、これで意見聞いたから終わりということではなくて、ごみ処理基本計画を、当然私としては、18年のできるだけ早い時期に策定していきたいと。

そういった中で、当然、先ほど出ました分別収集の分別の方法、それからごみ袋の統一をした内容とか、そういうものを徹底されれば、計画の中で策定されれば、それに基づいて、住民に対しては啓発という中で、今考えているのは、先ほども行政区の数がありましたけれども、自治会単位に説明会に入りまして理解をいただきたいという考え方でおります。

ただ、もう1点のその議員のかかわり方としてのそういった意味では、那須塩原市としてのそういう計画に基づいての部分というのは、十分に私どもも説明をしたり、ご意見を聞きたいというふうに思っていますけれども、広域のごみ処理施設につきましては、これは14年6月でしたか、ごみ処理検討委員会というものを、これは1市2町の段階での助役を初めとした構成で検討するために立ち上げたものから、合併を17年1月1日にしまして那須塩原市になっていったという経過の中では、そういう意味では検討していますけれども、先ほど申し上げましたように、議会については、当然、広域としてのごみ処理施設の計画ですので、私としては、現在では那須塩原市の皆さんに、結果としてはできるだけ全協を通じて説明をしていきたいと思っていますけれども、広域としては、そういった組織を立ち上げる形が今までにない中で、先ほど説明したように来ているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） 今後、市民に自治会単位で説明していくんだというようなことで、もちろんごみ処理施設ができるという中で、分別収集の周知徹底というのは、これは必要なことで、また、それが周知徹底されるまでには何年かかかると思うんです。ですから、ぜひともそういうことで、きめ細かな会議をやりまして、そして市民の方に周知徹底をしていただきたい。

また、このごみ処理施設の建設については、やはり議員の方も非常に関心を持っていると。この後の一般質問でも質問出ている方がおります。ですから、ぜひともそういうことを踏まえて、情報等は常に議会に流していただきたいということをお願いしたい。

最後に、東京のあきる野市では、やはりごみ問題を解決しようというようなことで、あきる野ごみ会議というのをつくっているわけなんですけれども、そこでは、ごみ減量やリサイクルに関する情報誌「減らすぞう」というものを創刊しているわけでございます。こういうものを各家庭に配りまして、そして、こういうことでごみの減量化によりしくお願いしたいというような情報を流しておりますし、その中には、小学生のイラストを使った環境ビジョン、それからごみ減量についての身近な話題というものを盛り込んで、市民の方により身近にごみ問題を考えていただくというような、その情報誌を創刊しているというようなことでございますけれども、そういう考えがあるんですけれども、そういうものを検討していただけるでしょうか。

また、この中で、やはり有料化から数年たつと、有料化のその実施した年はごみが減るんだけど、それ以降はふえていってしまうんだというよ

うなことも書いてあるわけでございます。ですから、先ほど有料化についてというようなことで、そういうものも必要ではないかということをお尋ねしたわけなんですけれども、それらの点についてお答え願います。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 今、1つの市の例が出たんですけれども、那須塩原市としましては、先ほども申し上げましたが、一般廃棄物処理基本計画を策定しまして、その後、実際に住民に説明をしていきますけれども、それ以外に、広報まではどうかと、私も今お答えできかねますけれども、その決められた分別なり市民としての大切な部分というようなものを、簡単にわかりやすいパンフレット等をつくって、これは各市民にお配りしたいと。

また、それに基づいて、各自治会ごとと考えていますけれども、説明会を十分やった上で、そのごみ処理施設が20年の稼働ということで議員の皆さんにもお話ししていますけれども、その稼働に合わせて用意スタートをするのではなくて、今の3支所で3施設でごみ処理をやっていますけれども、その段階で分別的なものを説明しまして、その施設の中で試行的にといいますか、その新たな分別の方法で実践を繰り返していきたいと。そのときには、それでだめよというのではなくて、こういうところがだめな部分があったなとかというものを見つけながら、そういうものを周知していきながら、20年度の稼働でスタートするときに、そこから新たなスタートというような考え方で進めていきたいなという考え方でおります。

以上です。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） ごみ問題、担当課としては大変だと思いますけれども、よろしく願います。

たしまして、3番の教育福祉行政のほうに入りたいと思います。

まず、1番目の保育園における昼寝についてということで、先ほどご回答があったわけなんですけれども、実はこれ、この昼寝が自然な発達の妨げになるという説もあるわけなんですけれども、これらの点についてはいかがなんでしょうか。わかっている範囲で結構ですけれども、よろしくお願います。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えをいたします。

ただいま菊地議員がおっしゃられたのは、多分、先般7月に宇都宮で開かれました第30回の日本睡眠学会の発表の記事の内容だと思います。

確かにこの内容を見ますと、私どもでは、ある大学の教授の、幼児期の後半に午後の長い昼寝と、それから子供の夜ふかしとの関係についての一つの問題提起ではないかと、こんなふう考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） まさにそのとおりでございます。やはりこれを見ますと、昼寝が、それじゃ、果たしていいのか悪いのかということは私自身もわからないんですけれども、やはりこういう結果が出ているということは、調べてみる必要があるのではないかと。

といいますのは、やはりこれ、小学校等に通って、いろいろこういうことで障害といいますか、昼寝の影響で夜ふかしの原因になっているんですよとかということがあるわけですから、やはりこれは追跡調査とまではいかないにしても調べて、これが果たしていいものかどうかというようなこ

とは調査する必要があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 調査の必要があるんじゃないかということですが、この席でも、参加した父兄の一部から、夜ふかしとは言われますけれども、保育に欠ける子供は保育園で保育しているわけで、勤務から帰った父兄の方と家庭の団らん、いわゆる親子の触れ合いの一部ということととらえることもできるんじゃないかというふうな意見も出されたようでございます。

現在、私どもで、国からいただいている保育指針に基づいて、やはり昼寝のときにも注意深く保育士がそばにいるとか、そういった安全対策を講じながら、当面、心身の休養という観点で、やはり現行でちょっと様子を見てみたいなど、こんなふうに考えております。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） 確かに部長さんのおっしゃるように、夜は少し夜ふかしもいいんじゃないかと、要するに親子の触れ合いというんですか、しかし、この教授から言わせれば、絶対それはいけないですよというようなことを言っているわけでございますので、いずれにいたしましても、これらの点については注意深く見守っていただきまして、そして悪いときにはすぐやめるというようなことでお願いをしておきたいというふうに思っています。

それでは、次に、教育行政の総合学習について、まずお尋ねをいたします。

先ほど市長さんからご答弁があったわけですが、やはりその答弁の中にも、この総合学習をやることによって学力の低下というのが非常に問題になっていると。この学力の低下の批判の中で、授業時間数の削減の瀬戸際に立たさ

れているのが総合学習だというふうに言われているわけなんですけれども、それらの点についてはいかがなんでしょうかね。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 今回の学習指導要領の実施に当たって、総合的な学習の時間というのが新設されたわけですね。それで、この趣旨は、学ぶ力とか課題解決能力とか、そういう新たな能力を期待してこの時間が設けられたわけです。

しかし、今年で新指導要領になって4年目を迎えて、実施時間もほぼ週3時間の授業時間がとられておるわけですので、当初はまちまちでした。そういう意味では落ちついてきたと、こういうふうに見ております。

先ほど市長のほうからご答弁いただきましたが、その学習の時間に対する保護者あるいは教員の評価も比較的高いということで、その成果が得られていると、そういうふうに判断されていますので、当面はこの状況で進みたいと、こう思っております。

特に国語の時数をもう少しふやしてはというのが、ほぼ話題になっているわけですが、この総合的な学習の時間というのは、ほかの教科と関連させながら学習をする。特に国語とか理科とか社会とか、そういう教科と横の連携をとりながらこの学習を深めていくと、そういうふうになっていますので、趣旨に沿って進めたい、こう思っております。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） この総合学習、去る6月19日の下野新聞の記事を見ますと、親の7割は評価しているんだよというようなことが書いてあるわけなんですけれども、しかし反面、中学校教師の半数は廃止を望んでいるんだと。これ、親の考え方と先生の考え方が全く相反しているんですけ

れども、この辺についてはどうなのでしょう。

また、総合学習そのものは、先ほど教育長さんがおっしゃられたように、みずから課題を見つけ、考え、解決する力を育てるための学習であると、週3時間。しかしながら、教員の工夫でこういうものを行っているわけなんですけれども、学習目的が不明確で、単なる遊びの時間にもなっているというような指摘もあるわけなんですよね。ですから、そういう中で、親とその先生の意見が相反しているわけなんですけれども、この辺についての教育長さんのお考えというのはいかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） この小学校と中学校で数値が違っておりますね。小学校のほうはかなり高い評価を得ている。中学校へ行くと、幾つか考えられることは、高校進学のための学習というのがどうしても時数不足になると、そういうことが1点考えられます。

第2点目に考えられることは、中学校の先生方は、ほとんど部活動の指導に当たっています。したがって、教科の指導と部活動の指導ということで、非常に忙しい状況にあります。

そういうことで、総合的な学習の時間にこれを成果を上げていくためには、かなり準備が必要になるんですね。そういう、この時間の成果を上げるためには、教師がかなりその準備の時間を必要とすると。

そういう3点ぐらいが教師側から見た評価というか、非常に担う役割が多過ぎるのではないかと、いうことも裏にはあるのではないかと、そう思っております。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） 確かに教育長さんのおっしゃるように、中学生はその後の高校入試を控

えているわけです。ですから、ほとんど今の場合は100%近い生徒の方が進学をしていると思います。

ですから、やはりそういうことが考えられるのかなというふうに思っているわけなんですけれども、そういう中で、中山文部科学大臣も、この総合学習は削減して基礎教科に充てるべきだということを表明しております。また、全日本中学校長会教育研究部長である石橋先生、大田区の校長先生なんですけれども、この方も、総合の授業時間数は多過ぎるように思われると。総合の意義は認めているんですけれども、時間数が多過ぎるという意見が圧倒的であるというようなことを言っているんですけれども、そういうことを言っている中で、やはりこの授業時数確保のための動きが加速しているんだと。和歌山県の新宮市では長期休業日を短縮するとか、それから、埼玉県は戸田市では夏休みを7日削ったと、また東京の寺島中では、50分授業を45分の7時間授業にして、そしてその残りのふやした時間は英語、数学、国語などを中心に基礎基本の学習の徹底に充てているんだというようなことを言っているんですけれども、こういうような情勢の中で、やはりこの総合学習、考えるべきときが来たのかなと。

ですから、今のこのままでいきますと、やはり学力の低下というものを親が懸念する傾向になるのではないかと思うんですけれども、その辺についての教育長さんの考えをちょっとお尋ねしておきます。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 従来は、国語、算数、数学の時間がもう少し多く配置されておりました。それが、この総合的な学習の時間を設置するために時間数が少なくなったわけですね。それと、週5日制ということで土曜日の時間がなくなったわけです。そういう影響下、両面から出たわけで

すね。

しかし、この総合的な学習の時間の持ち時間と
いうか、配当時間というのは、先ほど申し上げま
したように、当初はかなり幅があったんですが、
今はほぼ3時間に落ちついてきたということで、
この時間は、体験を中心にしてこの教育を進める
わけですね。体験というと、やはり3時間ぐら
いと、机上の学習で終わってしまう傾向が強い
わけです。そういう意味で、3時間は、私は適切
な時間ではないか。

今、ちょっとつけ加えて恐縮ですが、那須塩原
市内校長会で、この夏休みなど補修等の計画を立
てて、それぞれにこの学習の補修的な役割を果た
してほしいという要望を出しましたところ、各学
校とも、小中学校、1週間から10日、主に補修を
中心に学習を行っております。それから、夏休み
はもちろん3日間短縮されていることは、議員ご
承知だと思いますが、そういうことで、それから
あと家庭の学習をできるだけ進めるということ
を今やっています。具体的にどういふふうに進める
かということは省略しますが、そういうことで、
学校内での時間以外にそうした児童生徒の自主性
を尊重して学習を、不足する分を補うというこ
とで、学力の低下を防ぐ努力をしておりますので、
これを少し見守っていただければありがたい、こ
んなふうを思っております。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） 大変ご努力をなさってい
るということはよくわかったんですけども、そ
ういう中で、学力の低下、学力の低下というふう
に心配しているわけです。といいますのは、先
ほどお話ししましたように、高校入試を控えてい
るせいもあると思うんですよ。

といいますのは、高校が、要するに2006年度の
県立高校の入試方法が発表された。それによりま

すと、内申書よりも学力検査の比重が大きい学科
が64%と、前年度より5%ふえた。どうしてこ
ういふふうになったかということは、県の教育委
員会の意見としては、各校が、個別に学力検査と
調査書のどちらにウエートを置けばより望ましい
選抜ができるかを考えた結果でありますというふ
うなことが出ておるわけですよ。そうすると、
高校入試は完全に学力重視だというようなことが
出ているわけです。

こういうことから言いますと、学力の低下とい
うのは非常に心配だなということで、やはり総合
学習どうなんだというような意見が出てくるので
はないかというふうには私自身は思うわけなんです
けれども、いずれにいたしましても、こういうよ
うな状況になっておりますので、ぜひともこうい
うことも踏まえて、総合学習もまだ4年目でござ
います。子供たちにとっては、やはり勉強ばかり
じゃなくて、そういう生きる力というものも必要
だというふうを思っておりますので、両方両立し
ていくのが一番望ましいことでもありますけれども、
そのためには、先生、保護者、生徒みんなが一体
となってこういうものを推し進めていかなければ
だめだというふうを思っておりますので、教育委
員会のさらなるご努力というものを切にお願い
いたしまして、総合学習については終わりにしたい
というふうを思います。

次に、スクールミーティングでございます。

本当にこれ、先ほど市長さんからお話がありま
したように、教育現場における実際の取り組みを
大臣、副大臣及び大臣政務官並びに文部科学省の
職員が自分自身の目で見、保護者、教職員、子
供など国民の意見を直接聞くことにより、今後の
義務教育改革の推進に役立てようというものであ
ると。そして、ふだん現場を見る機会の少ない文
部科学省の職員が教育現場に学ぶことで、職員

個々の資質向上を図るねらいもあるというようなことでございます。

これは先ほどお話しいただいたとおりなんですけれども、そういう中で、これ既に実施されておるんですけども、当市においては、これ参加した学校はあるのでしょうか。ちょっとその辺のところを初めにお尋ねします。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 文部科学省の関係、大臣初めの関係者が全国の小中学校、盲・聾・養護学校を訪問していると、7月末までに387回の訪問をしたと、そういう精力的な訪問をしております、当市にはその該当校はございませんが、栃木県に、茂木中学校、それから泉が丘小学校、この2校が今までのところ報告になってございます。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） これ、当市においては参加する意向というものはないのでしょうか。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 申し込みの締め切りは4月の段階であったようでありますので、申し込みはいたしませんでした。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） これはもちろん4月なんですけれども、何か4月中旬以降も、未訪問の学校についてはやはりこういうことをやるんだというような新聞記事等があるんですけども、そういうような状況からいたしますと、もしそういうことをやっているのであれば参加いたしますか、ちょっとその辺のところ、すみません。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 実は4月25日で、もう申し込みは締め切りでありまして、その未実施

校に訪問しているということだろうというふうに推測されます。

したがって、その後について、文部科学省がスクールミーティング、それ自体を実施するかどうかは未定というふうなお話を聞いております。

以上です。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） そういうことであれば仕方がないというふうに思うんですけども、やはりこういう国のほうが直接現場の声を聞くという機会はそんなにないと思うんです。ですから、私は、やはりこういうものについては積極的に参加すべきであるというふうに思いますので、今後そういう機会があれば、ぜひともそういうことでお願いをしたいということを要望しておきます。

それでは、次に、最後の学校マニフェストについてお尋ねをいたします。

もちろん私も、この那須塩原市の教育というものを見まして、各学校で教育目標なるものを書いてあります。一応全部読ませていただきましたけれども、この学校マニフェストというのは、よりきめ細かなものを行っているんですよ、決めているんですよ。

ちょっと1つ参考に言いますと、福岡県の八女市というところなんですけれども、ここのところでは、「児童生徒の学力を高めよ」、こんな聞こえだけがいい目標や抽象的な目標からは決別しよう。「児童の学力を1年間で5%高める」のように目標を数値化し、その達成時期を明確にし、かつ公開する。そして、この一連の取り組みは、全職員に行い、また保護者や住民には、年度初め一堂に会していただき、学校マニフェスト項目の達成目標、対象などを各校長が説明し、年度末にはその結果の報告会を実施したと。

そして、具体的に言いますと、給食の残量を前

年度以下を目指すとか、それから、不登校前年度以下を目指す、それから、読書意欲を高める、学年ごとに目標冊数を設定する、それから、家庭学習習慣の定着を目指す、教科の通過率の向上を目指すというようなことで、八女市においては、そういうような学校マニフェストをつくって、そして実際活動しているというようなことでございますけれども、当市において、これらのものについての考え方を再度お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 政治の世界だけでなく、教育の世界でもこの数値目標はどうかというご意見だと思っておりますが、議員ごらんいただいた教育要覧、ごらんになりますと、各学校とも経営方針を具体的にというか、要約してそこに載せてございます。大体5つか6つに絞って各学校載せて、それを公開して評価を受けると、そういうふうに学校は要望してございまして、ほぼそれが本市では達成されております。

この中に具体的な数値目標を入れるかどうかということは学校に任せてあるわけですが、実は昨年、ここにこういうかなり分厚い資料を持ってきたんですが、数値目標を実現するための学年経営という研究会を本市で行ってございます。徐々にそうした研究を進めているんですが、ご存じのように、学校の状態というのは年度によってかなり変動がございまして、目標がかなり達成できる年度と、かなりそれが落ち込む年度とございます。ですから、一概に統一した数値とかそういうものはできませんので、本市としては特に学力の向上のために今、共通テストを始めました。業者のテストが1つ、それから市版のテストが1つということで、かなり学校側は厳しい対応をしています。そういうことであります。

それから、不登校を減らすと、これを半数に減らすということは、私は校長会で言うんですが、これも年度によって大分状況が変わってきますので、かなり、そう立てろというふうに強制的に申し上げることははばかれるというか、そういう状況にございますが、各学校とも厳しく受けとめて、今、数値目標に近い努力をしておるといのが現状です。

今後は研究をして、どういう目標が立てられるか、もう少し具体的に検討していきたい、こう思っております。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） 当市においても教育目標を細かに設定はされているわけなんですけれども、そういう中で、ちょっとマニフェストを2つぐらい紹介させていただきたいというふうに思うんですけれども、東京の世田谷の教育委員会では、数値目標を掲げるようになって、4月で4年目になると。下火になるどころから、各学校の学校要覧にも記載され、地域住民が学校の教育を知る上でよい機会になっていきますと。そして、教職員が相談して目標を設定するので、ノルマに追われたりすることはありません。

そして、1つ例を挙げますと、区立松沢小学校では、縄跳びで、1年生は1分間、6年生は3分間飛び続ける児童を8割以上にすると。この縄跳びは、持久力や回数といった目当てがはっきりしているもので、子供の自主性を高めるのに役立つ。「一生懸命飛んでいる子供を励ましやすい」と保護者からも好評です。

また、同区区立山崎中学校では、月1回の研究授業を実施する、生徒が年3回以上の地域活動やボランティアをする、学校生活に起因する不登校やいじめをゼロにすると、こういうことによって、生徒と保護者の約半数が数値目標を知っている。

岐阜県の多治見市立南姫小学校では、南姫小マニフェストを発表して、文書にして配布していると。不登校ゼロ、交通事故ゼロ、不審者被害ゼロなど数値目標を盛り込んだ項目を含め、10項目に取り組むことを宣言した。そして、保護者の方々、地域の方々との結束をどうしたら高められるか考えた結果が、マニフェストだったのです。この学校独自の取り組みで、多治見市長も市全体に広げたいと口にする自慢の実践だというふうに言っております。そして、目標達成の時期は昨年12月に設定したと。そして、2学期終了を区切りとして、全保護者から署名アンケート式で評価を受けることとしています。学校版マニフェストも、また学校と保護者、地域住民の結びつきを強めたようだというふうに締めくくっているんですけども、市長さんにここでお尋ねしたいんですけども、このマニフェストについていかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 市長さんにといいますが、市長さんがご遠慮されたんだと思うので、十分教育の成果を検討させていただいて、今後、学校現場と相談をしまいたい、こう思っております。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） 以上で私の代表質問は全部終わるわけなんですけれども、最後に、先日、宇大の学長であります田原博人さんという方が子供の教育についていいことを書いておりますので、最後ちょっと読ませていただきます。

「子供に、学ぶこと、考えることの魅力と楽しさを体験させ、それを子供同士で共有し合えるようになることである。しかし、それだけではなく、我慢したり力の限りを尽くすことの大切さも体験させる必要がある。そのためには、努力した結果

は報われると子供たちが感じられることであり、子供自身が自分の存在感を実感できることである」というふうに締めくくっております。

ぜひとも子供のために今後ともよろしく願いいたしまして、会派代表質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君の代表質問は終わったわけですが、関連質問がございましたらお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） ほかにないようですので、以上で創生会の会派代表質問は終了いたします。

—————◇—————

◎議案第91号～議案第93号及び
議案第95号～議案第97号
並びに議案第101号の質疑

○議長（高久武男君） 日程第2、議案第91号から議案第93号まで及び議案第95号から議案第97号まで並びに議案第101号の7議案を議題といたします。

以上に対して質疑を許します。

3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 議席ナンバー3番、眞壁俊郎でございます。

議案書11ページ、議案第92号 那須塩原市公の施設における指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備について、6点ほど質問させていただきます。

まず、第1点でございますが、6月の議会におきまして、指定管理者の指定手続等に関する条例が可決されたところでございますが、指定管理者の選定条件としまして、1つ、住民の平等利用の

確保、2つ目として、経費の削減、3つ目といたしまして、管理を安定して行う物的・人的能力が挙げられておりますが、指定管理者選定に当たって最も優先される事項につきましては、何か住民へのサービスの向上か経費の削減かということが1点でございます。

2点目でございますが、今回、公共的団体が既に受託していた施設につきましては、公募としないで同団体を指定管理者として3年間指定するというところでございますので、その理由と、また、3年後、どのような考えがあるのかお伺いしたいと思います。

3点目でございますが、指定管理者制度が導入になるわけでございますが、現在施設振興公社などに派遣されている市の職員の処遇についてどのように考えているのかお伺いします。

次に、4点目でございますが、施設振興公社など市が必要として市の出資で設立した団体の職員の雇用の責任について、市はどのように考えているかでございます。

5点目でございますが、指定管理者の指定の手続等に関する条例の第4条第2項に「第3条の規定による申請がなかった場合または前条各号のいずれにも該当するものがなかった場合においては、本市が出資などを行っている法人、公共団体または公共的団体を指定管理者の候補として選定することができる」とあるが、どのような法人、団体を想定しているのか。

最後、6点目になりますが、直営とした施設についても、制度導入に向けて検討、導入可能となった時点で管理者に移行するとあるが、現段階でどの程度検討しているのか、施設、時期などを伺いたいと思います。

以上6点でございます。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（松下 昇君） まず、第1点目の設定条件の中でどれを優先順位とするかというようなご質問だと思いますけれども、当然に、これが第1番目、これが第2番目と簡単につけられないかもしれませんけれども、基本的には、サービスがより高率で向上されるもの、かつ経費の面も当然あわせてされなければならないものというふうに認識しております。

ただ、経費は同じでもサービスが上がれば、もちろんこれで指定管理者にした意味は持てますので、どちらかなければだめだということもありませんけれども、そこら辺は総合的に判断というふうに当然なろうかと思えます。

あと、既存の公的団体の委託のものを3年にした理由という話だったと思いますけれども、現在委託をしているということは、一般の民間の指定管理者に対応できる事業運営だろうと思われる部分というふうに考えられますので、ただし、先ほどの質問がありましたように、そこに出向している職員や出資した市の責任等をあわせ考えれば、いきなり一般公募と一緒に手を挙げて選定の対象にしますよというのは、非常に市としても、総合的な経費の判断、それから人的な問題をどうしていくかという結論がまだ得られない段階でそういうことはできないので、3年間としました。

というのは、一般の公募をするほうは5年間というのは、やはり経緯を考えれば、5年間程度ないとなかなか、経費と費用対効果のイメージで計算をして、運営が成り立つかどうかをやるのは非常に難しいだろうと。3年間というのは、実際はもう検討するのは翌年ぐらいから検討しないと間に合わないこととなりますので、3年間というのは若干厳しい縛りになるかとは思いますが、そのぐらい厳しい姿勢で、市の行政は厳しい

厳しいと言っている中で、合理化する方向性もやはりきちっとしていこうという姿勢のあらわれというふうにご理解をいただければありがたいと思います。

それから、3番と4番ですね、一緒に考えなくちゃならないと思うんですが、人事の件にはちょっと私のほうの部では踏み込めませんが、人を減らしていく中で、当然、本市の本体の中へ吸収することは、これは市の職員はある程度できるでしょう。ただし、出資した職員関係ですね、仕事がなくなったらどうしようという話、当然ご心配だと思うんですが、その辺につきましても、絶対的にこれを将来とも残していくんだという方向を今出せる状況でもありませんし、または、一方で、もう役目が終わったので廃止していく方向だというのも、ちょっとまだ言えませんので、そのための検討期間をいただくための3年間という部分もありますので、少しこの辺の検討内容についてはお時間をいただいて、もちろん議会とご相談をしながら先行きを決めていきたいなというふうに思っております。

それから、直営関係の今後の展望関係ですが、まだまだ現在直営というふうには判断をしたところでございますから、すぐにこれとこれが可能だというふうになれば、当然それはもう指定管理者のほうの制度にのせるべきものであると思われま

す。よって、今とちがわず時間のない中で、各部に公募、または公的団体の指定管理者、そういうものに立ち上げを準備していただいておりますので、その作業がある程度一段落しないと、今の直営予定のものをいつするんだというふうに各部で結論を出すのは非常に難しいことかと思っております。ただし、ものによっては直営になっても、片方で、例えば例を出して言いますと、保育園等の民営化

の問題等はもうずっとご検討中でありますから、その辺の結論は早晩方向性が出てくるんじゃないかと思っています。ただ、今きょうここで、いつどの程度という話はちょっとできかねます。

あと、申請がなかった場合の、ちょっと漏れましたけれども、どういう法人かといいますと、基本的には、いわゆる振興公社なり、福祉関係だったら社会福祉協議会という、いわゆる公的団体を想定しています。もしそれも無理だとすれば自動的に、公的施設は休止するわけにはいきませんから、これはもう直営にならざるを得ませんが、想定としては、現行でやっている形態に戻ってしまうと。指定管理者が応募されない場合、現行の体制になるということだと思います。

以上です。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） それでは、何点かちょっと再質問させていただきたいと思

います。指定管理者制度につきましては、小泉構造改革の流れの中で、自治体のあり方を変える、または官から民へというような一環の制度でできたんだと思います。最大の目的としましては、経費削減、効率性を重点に民間に任せるものでありまして、経費の削減と住民のサービスの向上が両立することは大変難しいとありますが、公の施設の設置趣旨は、料金の安さ、また運営上住民が公平に平等なサービスを受けることが最も重要と考えるが、料金の設定が高くなるのか、また業務が適正・公正な運営になっているかなどのチェックについてはどのようにいたすのか、お聞きしたいと思います。

また、先ほど、直営とした施設について、今はまだ考えていないというふうなところではございますが、保育園などは、非常に職員さんというか、保母さん、職員の方がたくさんいると思

で、どの程度前にそういうことをしっかり出せるんだというその時期だけは、しっかりその時期について、1年前なのか2年前なのかというような形の中では大体どの程度なのか、お聞きしたいと思います。

また、雇用と労働条件の問題でございますが、指定管理者制度の導入により、今までは施設振興公社などで働く職員につきましては公務員に準拠するという労働条件であったのが、経費削減、また効率化を目指す余り、大幅な労働条件の悪化、ひいては解雇なども考えられるが、今後どのような対応を考えるのかお伺いしたいと思います。

あともう1点でございますが、何らかの理由で指定管理者が急に管理ができなくなった場合はどのような対応を考えるかと、先ほど直営というような考え方がありましたが、本当にそれができるのかどうか聞きたいと思います。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） 今回ご提案している公募の関係につきましては、利用料という設定のものがございますので、利用料ということで、利用料というのは行政が決めて、収入も行政の中へ入ってくるというものですけれども、そういう決め方を現在しています。

今後の中は、料金の設定をして、その料金は、受けた指定団体が収入にしていくという方策ももちろんありますけれども、今回はそのように考えていまして、適正な額を行政側で、現行の形が基本ですけれども、そういう形で定めさせていただいております。

今後は、そういう利用料金関係につきましても、一方的に指定団体が、受けた団体が勝手に決めるのではなくて、市と協議の上で設定されていますので、それでいくことに法律上なりますので、民

間の自由運営という形ではございませんので、勘違いなさないでいただきたいと思います。

それから、運営の適正化をどう把握し、どう調整していくかというようなご質問だと思うんですけども、利用関係につきましては、当然、所管課、所管部があるわけですから、日常の管理の中で、行政責任はずっと当然あります。もう任せ切りではありませんので、常に連絡調整をしながらやっていただくということになると思います。

それから、保育園関係につきましては、今回、指定管理者制度に乗せることではありませんので、今後の中については、今、所管部のほうで、将来にわたってどうしていくんだと、保育園の国の補助金等の絡み等からもわかりますように、全体の流れの中では、民営の方向性、那須塩原市はどうするというふうに明快に全く決めておりませんが、大きい世の中の流れではそういう流れの方向じゃないかという認識を踏まえて、今検討いただいておりますので、いつここでというというのはちょっとわからないかと思いますが、もし決まっておれば、担当部のほうでお答えいただければと思います。

それから、労働条件関係につきましては、確かに公務員に準拠して採用されているという扱いで職員の方はいらっしゃると思います。そういうものも維持しつつ、内部の経営努力をして、当然、振興公社の定款に触れるようなものがあれば、もちろん可能である内容であれば改正をしつつ、経営努力をしていくというのが、まず基本だと思います。その後、余り架空の問題で、立ち行かなくなったら給与カットがあるんだとかそういうのは、まだここで仮定の問題で議論しても仕方ありませんので、回答といえますか、考え方の表明は差し控えさせていただきます。

それから、管理できなくなったというのも、当

然、想定としては論理上はあるわけですが、少なくとも永続して5年なら5年やっていける団体を選定するというごさいますから、選定する段階でちょっと不安があるよというものは選定すべきじゃ、もちろんありませんので、その選定するときにしっかりやっていくのは、まず第一義であります。その後、もしということになれば、当然、公的な施設ですから、これもやはり休止するわけにはいきませんので、何らかの方策をとって、直営なりするのは当たり前だと思いますが、これも余り架空の問題で具体的な議論をしても、私どもも何とも言えませんが、そういう業者といますか、受け手が選ばれないように選定していくのが、まずは基本だというふうに考えております。

以上でもし答弁漏れがありましたら、ご指摘いただければ、もう一度させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 私どもからは、保育園の職員の雇用関係についてお答えを申し上げます。

6月の議会の一般質問の中で相馬義一議員の質問に対して、保育園も民営化を考えていくというお話を申し上げましたが、現時点で、いつの時期から民営化をしていくかということはまだ決定しておりませんので、現時点で職員につきましては、いわゆる定年退職等による自然減以外での職員の減ということは考えてはおりません。

また、保護者等の理解も得なくてはなりませんし、民営化問題等につきましては、定例的に園長会議等も開いておりますので、そういった中で十分、保護者、あるいは園長、園の保育等の考え方も尊重していきたいと、そんなふうに考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） どうもありがとうございます。

私のほうからは、やはり今回、指定管理者制度というような形が初めて導入されたという中でございますので、今までご答弁ありましたとおり、ぜひともしっかり検討していただきまして、今後の指定管理者制度をうまくここに入れまして、市の財政、こちらも非常に重要でございますので、ぜひよろしく願いしまして、質問を終了したいと思います。

ありがとうございました。

○議長（高久武男君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時14分

◇

◎発言の訂正

○議長（高久武男君） 教育長から発言があります。教育長。

○教育長（渡辺民彦君） すみません。

先ほど菊地議員の答弁の際に、夏休みを3日短縮したという答弁をしましたが、5日の誤りですので、訂正させていただきます。

◇

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 5番、高久好一です。

今、眞壁議員のほうから、指定管理者の議案に

について質問がありました。私も同じ議案第91号、92号に関する質疑をしたいと思います。よろしくをお願いします。

まず、91号のほうからやります。那須塩原市情報公開条例及び那須塩原市個人情報保護条例の一部改正についてとあるのは、6月に可決された指定管理者制度と市の出資法人に那須塩原市情報公開条例及び那須塩原市個人情報保護条例の2つの条例を適用するための機関名称、呼び名等の追加と読みかえ整理等の一部改正と受けとめてよいのでしょうか。

それ以外のものがあるのであれば説明してほしいというのと、何とか機関をとか、何々機関をとかと繰り返されて、非常に難解で難しいんですね、この表現が。もっとわかりやすい表現はできなかったのでしょうか、その点もお聞きしたいと思います。

それから、92号のほうに関する質疑です。

指定管理者導入に伴う施設の選定ということで、運動場、運動施設、体育館、プール等、公園、キャンプ場、野外ステージが最初の対象として選定された基準について、お伺いしたいと思います。

それから、市政懇談会の車座談議の中で、保育所を民営化する方向で考えていると話していますが、指定管理者制度にする方向で動いているということによって受け取ってよいのか。

先ほどの話で、導入時期はまだ先という話でしたが、仕事の量とか質の問題で、保育所は指定管理者よりもむしろ直営のほうがよいのではないかというような意見もあわせて。

それから、眞壁さんのほうから出ました、今回提出された施設の中での市民、利用者へのサービスは低下しないでしょうか、市民の声はどう反映されるのかというようなことと、雇用の関係ですが、今までこれらの施設で働いていた人々の多く

がパートで占められていると聞いています。その人たちを再雇用するための対策はありますかということなのですが、よろしくをお願いします。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（君島 寛君） まず、1点でございますけれども、今回の条例の改正の理由ということでございますが、基本的に指定管理者制度導入によるものということでご理解をいただければというふうに思います。

もう1点、文言等の関係というのがございました。これにつきましては、やはり法務関係の専門的な言葉を使うというふうなものが出てまいりまして、例に挙げますと、「実施機関」ですとかそういう文が出てまいりまして、これについては、ご理解をいただければ大変ありがたいというふうに私どもも思っております。

最後にもう一点、パートの雇用の対策というふうなものが出てまいりましたが、これについては原則、現在の雇用体制、そういったものは基本的には維持してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） 私のほうからは、92号関係のご質問にお答えしたいと思います。

施設選定の基準というお話なのですが、基準というより考え方だと思いますけれども、これまた繰り返しになりますが、全員協議会のときにお話ししましたように、直営から指定管理者制度に移行できる施設については、一応基本的には公募を念頭に、すべての項目にわたって検討させていただきましたが、既に公共的団体が受託している施設については、先ほど眞壁議員さんのご質問等の中でも一部お答えしましたけれども、やはり同団

体の経営関係と熟度と習熟度等を勘案して、公募ではなく3年のそこに引き続きお願いしていこうというものもございます。

それと、今回直営にさせていただいたものも、これも眞壁議員さんの質問にもありましたが、今後の中でできるものは早急に指定管理者にしていきたいというふうに考えてございます。

それから、ちょっとお話が出てくるんですが、保育園の民営化と指定管理者制度とはまた別でございますから、本当の民間自体がやる民営というのと指定管理者とは、制度自体は違いますので、混同しないでいただければと思います。もちろん保育園を指定管理者にすることもあるでしょうけれども、経営自体を公の施設じゃなくて民間がどんどんやっていくということも考えられますから、現在認可保育園があるように、そういうものも含めて総体的に担当の方で検討していますので、指定管理者にいつからしますよとか、そういうだけの論点でいろいろ考えているんじゃないくて、もう既に何件か本市でも認可保育園がありますけれども、ああいう経営形態も含めながら、行政のほうもそのまま施設として指定管理者という制度ももちろん考えられるでしょうけれども、総合的に考えていますので、今回のものと少し切り離れた中で、全く切り離しはできませんけれども、一部切り離した中で考えていく。

もう既にこの制度がある前から、全国の中ではずっと進められてきておりますけれども、そういう流れの中で検討しているということで、改めて指定管理者制度が導入されるので、考えて出していくという話ではございませんので、余り一緒に考えないでいただければというふうに思います。

○議長（高久武男君） 次に、市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） ただいまの企画部長の答弁でご理解いただけたと思いますけれども、

市政懇談会でお話し申し上げましたのは、平成15年度で国の三位一体の改革に伴う補助金、負担金の削減で、平成16年から保育園の運営費の負担金が廃止をされました。旧黒磯地区でも2億8,000万、旧西那須野町でも1億6,000万ほど削減されておりますね。なおかつ、行政にかわって民間保育園が運営をしている認可保育園に対する運営費の負担は、現在でも継続して行われております。

そういうことを前提に考えると、やはり本市についても民営化についてはある程度考えていかなくはいけないなということが、現在の我々のスタンスでございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 5番、高久好一です。

91号のほうに関してですが、法令上はそういった表現になるというお答えでした。それなら、那須塩原市情報公開条例及び那須塩原市個人情報条例の2つの条例を適用すると、簡単明瞭に書き込んでもいいんじゃないかという思いがするんですが、その点はどうでしょうか。

私は長い間、民間活力の民間会社で営業という仕事をやってまいりました。その中で、こういう文書を見ると体験的に、保険とか証券とかそういった中で、責任を免れるために、これはここの部分しか適用できませんよとか、これ以外は適用できませんよとか、都合の悪い部分を小さく長く文章で書きあらわす方法、こういったのをすぐに連想してしまうんです。さらに、その大手生命保険会社、大手損害保険会社が、利益追求のために今般、適用される損害に対して、これに支払いを怠ったり減らしたり、支払いを拒んできたりという事例が相次いでいます。

素直にこの条例を適用するためにこういう表現になってしまったということであれば、私はそれ

を歓迎したいと思います。

今まで、6月の議会でも……

○議長（高久武男君） 高久好一議員に申し上げます。

この質疑の中からかなりそれている部分があるので、質疑の内容をきちっと整理して、再度お願いしたいと思います。

○5番（高久好一君） そういう事例がありますので、それで念のために確認しました。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 高久議員さんの質疑の内容、もっと簡単な表現の方法がないのかというふうなお話があったかと思いますが、先ほども申し上げましたとおり、やはり条例という形になりますと、きちんとした流れにのっとった形での制定といったものが出てまいります。

文言等々の理解、そういったものがちょっと難しいなというようなものについては、私ども、やはりこれから努力をしてまいりたいと思いますけれども、基本的なものについては、今回提案をさせていただいているような形のもので提案をさせていただくということでご理解をいただければと。

今後のやはり各市民の方々等々、あと関係のこういった団体等々への理解、そういったものは、別の時点で、またいろいろな形でご理解をいただくよう努力はしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） ちょっと横にそれたという点は反省したいと思います。

今、そういう適用のための表現であるということなので、それは歓迎したいと思います。

それから、今回の92号のほうに対する選定場所ですが、プールという場所が出てきますよね、プールがあります。これはプールというのは、衛生

面とか利用者の安全管理の面とか、非常に管理が難しいのではという思いがあるんですが、その辺についての考えはどうでしょうか。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 教育委員会の所管施設では、B&G海洋センターのプールが一括で指定管理者制度に乗せる意向でありますけれども、体育施設の場合、ソフト部門と、それからいわばハードの維持管理部門については、いわばくっきりと仕事の内容が分かれておまして、基本的に体育施設の維持管理の部分については、指定管理者の中で十分対応できるというふうに考えているわけです。

それは例えばということなんですけれども、これは指定管理者制度ではありませんけれども、施設振興公社に西那須野運動公園のプールの維持管理を既に今お願いをしているわけです。水質の保持とかそういったものに関して、行政ならちゃんとできるけれども、指定管理者、あるいは公社ならできないということはありませんし、それはもうしっかりと契約の中に入り、契約以上の通常の日常管理を頑張らせていただいているという経験がありますので、そういう部分については全く心配をしていないということです。

○議長（高久武男君） 次に、12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） では、まず、議案第91号 那須塩原市情報公開条例の部分について、主に質疑いたします。

15条指定管理者の情報公開というところで、15条の1項に、ここで、自己が管理している公の施設に関するものの公開に努めなければならないという努力義務で条項を起こしてきました。この指定管理者の手続きのところの条例に情報公開、個人情報保護を入れるかどうかといったときに、個

別法のところにゆだねるということでこの条例ができてきたんだと思うんですけども、このときに、この入れ方としたり、指定管理者を情報公開の対象とする手法として3つぐらいあると思うんです。1つは、那須塩原市の条例自体が、余り情報公開条例として完璧なものでないで、この1つの方法はとれないとは思うんですけども、非公開条例の除外規定に含めるというのが一つの方法としてあると思います。もう一つが、この今回の提案になった指定管理者に努力義務を課すというもの、それと次に、実施機関に入れるという3つのパターンの手法が考えられたと思うんですけども、なぜ今回この努力義務にしたのか。

これ一番何か、私は最低の手法をとったなというふうに思うんですけども、なぜかという、出資法人等の透明性を図るということ、那須塩原市の情報公開条例がそれを持っていないものだからこうなったんだと思うんですけども、民間事業者が指定管理者になったときに、この努力義務であっては、実際に権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるものに該当するというような理由で、非公開になる可能性が一番強いという。

その非公開になる可能性が一番強いという条例を持つとどういうことになるかという、先ほど眞壁議員がおっしゃっていたように、経営的に指定管理者になったところが危うくなったというときに、その事業者の経営状況をチェックするとかということが、先ほど言ったような民間事業者に配慮した上の非開示情報の対象となる可能性が大きいということで、なぜこの方法をとったのか聞かせていただきたいというふうに思います。

それと、議案92号のところですけども、第14条の4項のところ、ここで、ほかのも同じようなものなんですけれども、ここにある、「当該

個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない」というふうに書いてあるわけですけども、ここで言う「必要な措置を講じる」ということを、具体的にどういうことを差すのか聞かせてください。

まず、それを聞かせてもらってから、ちょっと論議を深めたいと思います。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 今回の情報公開条例に関する関係で、第15条のご質問と質疑がございました。

確かに今回、私どものほうで提案をさせていただきましたのは、努力義務というふうな形のものでございます。これについては、いろいろ検討させていただきました結果、公の施設に関するものの公開に努めなければならないというふうな努力義務ということで規定をさせていただいたという状況がございます。

本来であれば、やはり義務を明記するというふうな形のものが必要になるんであろうとは思いますが、今回につきましては、やはり指定管理者制度、初めて導入をさせていただく制度でもございますし、この辺のところから努力義務ということで、指定管理者等と出資法人等にもこういった努力義務としてお願いをしていくということで、判断をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 例えばということで、那須塩原市体育施設条例の一部改正の14条の4項だと思いますけれども、そちらのほうは、例えば運動場が扱う個人情報といいますのは、公民館のところでもちょっと話題になりましたけれども、利用者の住所や年齢、そういったものが必然的に個人情報として運動場のほうには集まってくる。

利用者の団体の代表者の住所とか年齢とか、そういうのが集まってくる、そういったものの保護に努めなければならないという規定と想定しています。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 92条の今の必要な措置を講じなければならないということは、適正な管理義務とか守秘義務を課す一般的な、そういう規定を設けなさいということを言っているんだと思うんです。それはどのような契約をするにしても、今は介護保険でも、事業者は守秘義務に関する規定を事業者として持っている、そういう時代になっていますので、これはそういう個人のプライバシーに関するような情報を持つてしまうので、それについての守秘義務を課すとか、管理義務、そういうことを持った規定を持つてそれを適用しなさいというふうに指定管理者に言うことだというふうに思います。

そのときに、これはそこの指定管理者が正常に運営をしているときにはそれでいいんですけども、先ほどもあったように、5年とか3年とかで指定管理者が変わります。そういうときには、指定期間の終了とか指定の取り消しとかということが想定されると思うんですけども、そういうときには、この持っている情報という部分のところを指定管理者の終了とか取り消し時というときに、その指定管理者から自治体に譲渡するとか削除するとかという項目がないと、この項目だけではとても不安な状態になります。その辺のところをどのように考えているのかを聞かせていただきたいというふうに思います。

それと、先ほどの91号議案のほうの、実施機関に提出するよう求めるものとするという努力義務にしたのはなぜかといっても、努力義務にしたんだという答えしかなかったんですけども、私の

聞き方が悪かったんですけども、こういうふうな努力義務にして、十分な指定管理者に対しての情報公開が求められるものなのかどうかということと聞かせてほしかったわけです。その情報公開というものがなぜ必要なのかということをご理解になっていれば、その私が今質問したことの答弁がいただけるのではないかなということなんです。

要するに、民間事業者が公に代わってやるわけですので、そのときに十分にチェックを果たさなければならない。そういうときに市民が果たしていくことになるんだというふうに思います。そういうときに、本当に公平な利用がされているかどうか、あと、この指定管理者は経営上不安じゃないか、経営上不安であるということは、要するにサービスの継続がなされないんだということで、利用者市民が不利益をこうむるんだということです。そういう部分をこの努力義務で十分にチェックできるのか。

先ほど眞壁議員のところ、経営面での不安があることで、選定のときに十分にチェックして選定するんだというふうに言われていますけれども、選定基準のときに出す事業計画書とか、そういうようなものの中から十分にチェックできるというふうにお考えでしょうか。私は、手続条例のときもその辺のところを心配して、添付資料としてどこまでつけるんだということを聞いたわけなんですけれども、そこら辺のところ、明快なお答えがなかったものですから、もう一度お聞きしているわけです。

以上、答えてください。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 当該個人情報の適正な取り扱いということでございますが、具体的に言えば、当然、契約終了後もその個人情報守秘していただかなければなりませんし、必要に応じ

て、特定のものでしたらば、回収あるいは焼却、
そういった部分についてまできちんと適当な手続
をとっておきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 努力義務で十分な公開
の保証ができるのかというお話でございましたが、
私どもはこれで十分に保証ができるというふうに
考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） 経営関係のチェック機
能の関係でありますけれども、ご質問のように、
当然、利用者の主体であります市民がチェックし
ていただくのは第一義でありますけれども、市側
も公の施設としてずっと保持しているわけであり
ますから、当然、日常的にチェックをしていかな
ければなりません。

そういうものは連携をして十分やっていきたい
と思いますし、一例的に言いますと、法的な、当
然ご存じだとは思いますが、監査委員のチ
ェック機能も法律上、自治法上ですね、市長が監
査してほしいということになれば、監査委員はや
っていただけますし、監査委員自体も必要だと考
えれば、これは監査をすることができますので、
そういう意味でのチェックも働くというふうに考
えておりますので、想定をしながら最悪の場合を
というのを考えるのはもちろん大事なんです、
我々は今の考えの中で十分やっていけるところに
お願いをしていくんだというふうに、選定のまず
基本の重要性を考えて取りかかっていきたいと思
っています。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 今、部長、余り想定で
質問、質疑をするなというような言い方だと思う

んですけども、私は、今までのことから予想し
て、そういうおそれがあるということで、条例と
かは簡単に変えていただけるものではないので、
十分予想されるものを盛り込むべきものだという
ふうに思っているわけです。

それで、情報公開も努力義務で十分に公開がさ
れるというふうにおっしゃいましたけれども、西
那須野と塩原の場合はわかりませんが、旧
黒磯市においては不十分な情報公開の状況である
というふうなことを私は何遍も体験していますの
で、そういう意味では、栃木県もそうなんです。ね。
産廃の情報を求めようとすると、経理状況を求め
ようとすると、栃木県は、経理状況に関する情報
は非開示の部分がほとんどで返ってきます。本当
に今年度になってからやったもので、その栃木県
をとともよくまねしている条例でありますので、
そういうおそれがあるので申し上げますので、
十分に、今お2人が、総務部長と企画部長が言っ
たこと、そういうことのないようにということで
私は言っているわけですので、実際の具体的など
きにそういうことはないようお願いいたします。

それで、教育部長のおっしゃっていた部分のと
ころは、実際には指定管理者との契約のところ、
指定管理者が出す部分のところのいろんな指定管
理者となってから出す書類が、守秘義務規定をつ
くって、それがあつか、いろいろチェックし
てくると思うんです。そういう中に1項目きちん
と入れておいていただかないといけないなとい
うことだと思っておりますので、具体的に指定管
理者が決められたときは、その指定管理者となるべき情報
の中にそういうような一文も入っているという規
約を持っておいってください。

以上です。

○議長（高久武男君） 他にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 他にないようですので、議案第91号から議案第93号まで及び議案第95号から議案第97号まで並びに議案第101号の7議案に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。
よって、質疑を終了いたします。



◎議案第77号～議案第90号の
質疑

○議長（高久武男君） 次に、日程第3、議案第77号から議案第90号までのこの14議案を議題といたします。

以上に対して質疑を許します。

23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） 平成17年度9月補正のものであります。2点ほど質疑いたします。

5ページです。

6款の農林水産費の中の1項2目農業振興費の中で、ちょっとわずかな金額なんですけれども、中山間地域活性化対策事業の内容をちょっと聞きたいと思うのと、金額的に86万1,000円というわずかな金額とは思うんですけれども、あと、事業を中止した理由、それをお聞きしたいと思います。

続きまして、農林水産費の中の6款6目畜産林業の中の家畜排せつ物利活用施設整備事業ということなんですけれども、この内容をお聞きしたいと思います。

その2点ほどをよろしく願います。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） それでは、2点についてお答えをいたします。

最初に、中山間地域活性化対策事業の減額の理

由、事業の中止の理由でございますが、この事業につきましては、該当する地域につきましては、那須塩原市では、塩原地区の八郎ヶ原牧場が該当している地域になります。ご存じのように、八郎ヶ原牧場につきましては、平成16年12月に塩原町が購入しておりますので、一応この事業に該当する場合には、自分の土地及びこの土地を使用貸借で借りるとか、維持管理を委託するとか、そういうふうな契約状況になっておまして、その使用貸借契約については、最低5年以上の期間が必要となっています。本年度のこの利用につきましては、一応市の財産ということで、一応1年間の使用貸借で今実施をしておりますので、この事業に該当しなくなったものですから、当初の86万1,000円を減額するものでございます。

続きまして、家畜排せつ物利活用施設整備事業、この事業内容ということですが、これにつきましては、旧黒磯地区の畜産農家、4営農集団が実施する家畜ふん尿処理及び畜産機械施設等の整備の事業でございます。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） 了解いたしました。

○議長（高久武男君） 次に、12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） では、まず、議案第77号、これは議案資料の1ページになりますけれども、この中に民生費のところ、西那須野地区保育園調理室改修経費ということで、私、これがのってくるのをわからずに一般質問で通告を出してしまったんですけれども、これは、西那須野の保育園には、古い保育園には調理室はありますけれども、新しく建てたところには調理室はなかったと思いますので、その調理室を新たにつくるための経費だと思ってしまうんですけれども、合併協議のところでは、保育園の給食は現行どおりとすると

いうふうなことを合併協議の中では決めていたんですけれども、これは那須塩原市の市長になった栗川さんの市長の英断で、これは自園方式とするというふうにしたんだと理解してよろしいかどうか、それを聞かせてください。

それと、あと商工費のところ、これは減額補正ということなんですけれども、商工費の中に、ここに記載されているところで、塩原温泉誘客対策事業とか、塩原温泉公園を整備するための事業という部分のところが補正でついていますけれども、この事業に関して1つ確認をしたいんですけれども、こういうものを補助事業とか行政がやるというときに、その効果がどれだけあるかという部分のところを、実際に市のほうが主体的になってこういうものをつくってあげるとかやってあげるといことじゃなくて、その地元の人たちがそれを活用してどれだけをそこを活性化させるかという意気込みなんだと思うんです。やってくださいとかというのでは余り効果は上がらないというふうに思うんですけれども、その辺の地元の意気込みというのがどれぐらいあるものなのか、ちょっと聞かせていただきたいというふうに思います。

次に、4ページになります。

78号議案、国保の補正になりますけれども、このところで、療養給付費負担金の額の確定に伴い、受け入れ超過分を返すわけになるわけなんですけれども、この見込みとして、過大に給付費を見込んでいたんじゃないかなという予想をするんですけれども、この辺のところを説明してください。

それと、8ページになりまして、議案第80号のところ、介護保険の補正になります。10月から介護保険法が変わりまして、住民に対する負担を、特養など、そういう入所施設、ショートステイも含まれますけれども、そういうところに対するホテルコスト、食事の、今までは食材費は個人負担

していたと思うんですけれども、調理費のコストも入れるということで、それで負担がふえてくる人がいるので、そのため、これは制度上の軽減ということの予算だと思うんですけれども、このときに、私すごく心配なのは、所得段階の第1段階の生活保護の受給者のところは現行と同じというふうになるんですかね。第2段階の年金80万円以下の方は負担が軽減ということになるんですけれども、第3段階の年金80万を超えて266万までの間の方、そここのところは、負担上昇を抑制して上限というものを決めてはいると思うんですけれども、266万の人はいいかもしれないんですけれども、年金額80万ぐらいの人は、これは相当の負担増に、私が、現行でも80万を超えるような負担があるものが、それが新制度になると99.84万円、99万円、100万弱負担が、これはもちろんこの地域のじゃなくて全国の平均でものもの、計算している、この地域の実態とは違いますけれども、そういうふうになります。そのときに、年金80万ちょっとの人が100万ぐらいの負担をする。

それ以外にも生活するにはお金がかかるわけですよ。これが本当にやっていけるものなのかどうかということ、この制度的な軽減措置の予算措置をただけで、本当に那須塩原市の高齢者を守れるのかどうかというのを聞かせてください。

それと、私、計算していきましたら、何か変なんですよね。個室よりも多床室、要するに部屋にベッドが4つとか入っている部屋のホテルコストのほうが高いという矛盾になっているんですね。それを4月には直すというふうに言っているんですけれども、実際にそれは10月から適用してしまうんですかね。ユニット型の個室のほうが安いですよ、負担が。そのときに大部屋からユニット型に移ることが可能でなければ、それだけでも何千円か違うわけなので、その辺のところを

ちょっと、どういうふうになっているのか聞かせてください。

次に、議案第84号 下水道事業の補正になるわけなんですけれども、ここに資源化工場の建設費負担金ということでのっております。資源化工場というとても聞こえがいいんですけれども、汚泥を熔融固化して路盤材などにする、建材にするんだということで、それが資源化なんですけれども、実際それは使いやすいものとか、使われているというようなものとは私は思えないんですけれども、こういうものを県がやっています、これから資源化工場が必要だよという、この負担金、全然こちらでは言われただけ出すようなものなのか、それとも何か意見を相当言えるものなのか、その辺のところをちょっと聞かせてください。

とりあえず1回目のところでは以上です。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えいたします。

まず、1点目の一般会計の保育園における給食室の改修が市長の英断だったのか、3月の定例会の中で早乙女議員から、保育園の自園調理についてのご指摘は確かに承りました。西那須野の5つの保育園についてのこれまでの対応についてお答えをさせていただきました。

そういうことで、ゼロ歳児における離乳食、こういったものは、保育園の自園調理でないとなかなかつくりづらいだろうと、それに対しては委託で受け入れたものを小さくつぶしたりして与えているというようなお話をしましたけれども、現実にはそういった状況を踏まえて、国の指導に合った形で、まさしく市長の英断で今回、補正予算のお願いをしたところでございます。

それから、2点目の国保の9款の諸支出金のうちの平成16年度の療養給付費の返還金の関係ですけれども、内訳は、平成16年度の退職者医療の療

養給付費の交付金の確定に伴う返還金ということで、これが9,711万5,000円、それから同様に、療養給付費等負担金確定に伴う返還金ということで、これは塩原分、あるいは西那須野町分ということでございまして、療養給付費の確定額、これが10億8,573万2,227円ございまして、既に受け入れております額が11億8,284万8,000円ということで、その分の返還金として9,711万5,775円を返還するものでございまして、合わせて返還金、西那須野分、塩原分の5,598万6,000円を返還するものでございます。

それから、介護保険における本年10月からの制度改正に伴う居住費並びに食費の関係ですけれども、大変、事務的な不都合で申しわけないんですけれども、介護保険のシステム改修が今月中旬に予定されているということで、現在はちょっと、抽出が可能でございます、いわゆる基礎数値として、第2段階の該当者が5,684名おりますけれども、これらの方の一般分、あるいは高額分等、国の基準でいきますと、那須塩原市の人口割でいくと51.1%ですから、約2,905人が該当するのではないかと思っておりますけれども、はっきりした数字をここで申し上げられないのは非常に申しわけないんですが、施設入所者につきましては、本年の7月現在で452名入所中、第2段階の方が287名ございます。このうち新しい第2段階になれる方が240名、第3段階に移られる方が47名という状況でございまして、現在、そういうことで、施設については、そういった積み上げ型と、それからショートステイの利用者の食費についても、やはり本人負担ということになりますので、これにつきましては実績で割り出して、要請額を今回補正でお願いしたというところでございます。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） では、お答えをします。

補正関係で、特に商工関係の塩原温泉関係の補正の内容でございますが、塩原の温泉関係の事業につきましては、現在、塩原温泉に塩原地区温泉活性化推進協議会というのがございます。その中に観光協会、商工団体、あらゆる塩原の団体の組織が加盟しております、その中で、その年その年の事業等に検討をしていると思っております。今回の補正につきましても、それらの協議会の中で十分検討されていると思っております。

確かに行政主体の事業ではなかなか長続きしませんし、成功例も少ないと思いますので、今後とも住民の意見を十分取り入れた事業で推進していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 下水道の資源化工場の関係でございますけれども、これは県と関係市町村が出資をしてつくったという計画でございます。関係市町村も、汚泥を処理しなければならないと、こういう状況があります。そういうことで、そういう施設を持っている市町村が集まりまして、県とつくって負担金を出していると、こういう状況でございます、その負担金の決め方についてどうなんだという話でございますけれども、当然、職員の会議等がございます、そういう中で、県の試算等を示された中での意見交換をして、最終的には、県のほうがもちろん負担金は多うございますので、そういうことも含めて、了解の上で負担金を決めていると、こういう状況でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） では、今、資源化工場の負担金のことを答弁、最後にいただきましたの

で、そこからちょっと再質疑いたします。

実際に那須塩原市の汚泥の処理というのは、県のこの資源化工場だけではなく、民間のところにも前はお願いしていたと思うんですけども、そういうときに費用対効果で考えたときに、この県のやっている資源化工場に出すというのは、これは適正というか、民間のところに出したものと県がやっているところへ出したものとは、コスト的にはどうなのか。

それと、県は、資源化してそれをどのようにしようとしているのかという部分は、実際にこれは今後清掃センターなんかでも関係してくることなんですけれども、灰の溶融固化をして路盤材をつくっていく、大田原にある広域の第1期工事のところでも今やっているとは思いますが、実際に路盤材に使われることがなく、グリーンオアシスのところの規約の改正を広域の議会で……、こちらの議会でしたか、改正をしまして、それで地元の協定を結び直して、それで最終処分場に埋めるという項目を1項目入れているような状態です。

最終的に、このお金をかけて資源化して、それを最終処分場に運び込むというような事例がありますので、この辺の見通しとしてはどういうふうになるのか、ちょっと聞かせてください。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 資源工場以外にも処理をお願いしているかどうかと、こういう問題が1つございます。現在も民間の企業に一部お願いをしている経過がございます。これはもちろん、民間はいつまでも大丈夫かと、こういう心配もありますので、値段的には若干民間のほうが安いんですけども、そういうこともありまして資源化工場の計画のほうに参画をしたと、こういう経過でございます。

あと、そのスラグの関係でございますけれども、これは現在、資源化工場から排出をされてございます。そういう関係で、各関係自治体は責任を持って、その利用については下水道工事のほうに使っていると、こういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 最後の質疑になりますので、介護保険に関して、先ほど、国はいつもこういうような状態で、介護保険を何か、もっと早目に考えてからやればいいのに、いつもぎりぎりになって、コンピューターシステムが間に合わない中、市町村の職員も本当に事業者も大変な思いをさせられると、もう介護保険スタートのときからそういうことなので、またかというふうには思いますけれども、今回のこのなぜ10月にやったのかなと、そんなに間に合わないなら4月でもよかったのにと、私なんかは個人的には思うんですけども、でも、10月だという部分のところは、決めたら動かさないのが国ですから、その対応をとらなければいけないのかとは思いますが、先ほど言ったのは、制度上の減免措置をするという部分のところでの予算をどういうふうに算出したかということなんですけれども、私が心配しているのは、制度上の減免措置をとられたとしても生活できない方がいらっしゃる。先ほどもちょっと聞きましたけれども、80歳以上の高齢者の平均年金受給額が50万ほどだということで、50万しかないのに、100万とか90万ぐらいですかね、算出すると、80万とかと算出すると、そこら辺が払えないんじゃないかなというふうに思います。

先ほど第2段階の240名と第3段階にいく47名の方の部分のところ但实际上に、今回だけではなくても、今までもそうなんですけれども、施設入所のホテルコストを負担しなければならないという

ことになって、とても大変だというときの生活が成り立つようにするというこの方法として、そういう相談があったときにどのように受けるのかということと、あと、個室料金の報酬が高くなるという部分のところ、この逆転しますよね、ユニット型の個室のところの新報酬と、多床室の報酬って逆転しているんですよ。その辺のところの矛盾。

あと、特養は、特にこういうことになった部分のところちょっと1つ、どう考えていいのかわからないんですけども、国とか県とかが、特養を建てる時に交付金を負担していますよね。それなのにホテルコストがこんなに高いものなのかどうかというところで、特養の従来型の個室のみ3万5,000円にするということだけじゃなくて、私は、多床室でももっと安くしないといけないんじゃないかなと、交付金が入っていますよね、今までも特養を建てる時に。そうしたら、ホテルコストをこんなに取るということが、何か私は納得できないんですけども、そういうことも含めて、市町村でできることが何かありますか、それだけを聞かせてください。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えをいたします。

早乙女議員おっしゃられたように、年金生活者、いわゆる老齢福祉年金を受給している方は、年金を積んだ方ではありませんので、確かに40万とか50万の年収ですね。年金そのものの制度ができたのが昭和36年ですから、現在80歳の方がその当時は36歳だそうですね。ですから、積んだ期間も、36年から積み立てをして25年間しか積み立てできなかった。40年積み立てに対する特例ということで、現在最高受給している方が、年金で80万に満たなく、79万4,500円ということになります。

果たしてこの生活で通常のホテルコスト、あるいは食費を支払ってやっていけるのかということになりますと、ある面で生活保護の方等の問題等も発生してまいります。現状では、こういう方をどういうふうに救っていくか、市町村単独の施策というのはございませんけれども、法が施行された段階でよくそういった実態を調査して、そのときによく市町村としてのあり方というものを国に伝え、あるいは考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） ここでちょっと暫時休憩させていただきます。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時11分

○議長（高久武男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3だけ終わらせていただきます。

10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 議案第77号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）の中から伺いいたします。

補正予算書の説明書のほうの分厚いほうです。こちらの11ページ、教育総務費委託金で350万、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業委託金350万とありますけれども、この事業の内容をお伺いいたします。

同じく17ページ、3款民生費、6目高齢者福祉費、この中の負担金、補助金及び交付金の中から、街中サロン事業1,440万とありますけれども、これも伺いいたします。

同じく17ページの4款衛生費、19節の負担金の

中から浄化槽設置事業2,608万2,000円、こちらをお伺いいたします。

あと、関連するとは思いますが、こちらの補正予算の内容のほうですね、この薄いほうの中から、12ページ、10款教育費、4目学校運営支援費、こちらもしっかり関連すると思うんですけれども、ここの内容の学校安全推進費、スクールガードリーダーとか、ちょっとこれがわからないので、伺いいたします。

以上です。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） まず、歳入のほうの地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業委託金350万円につきましては、ただいま歳出のところでお尋ねの学校安全推進費というところに入ってまいります。

この学校安全推進費の支出は2項目ありまして、1つは、東原小学校を指定校として東原小学校が、学校と地域全体の中で子供の安全を守っていく研究指定校というふうな経費175万円ほど、この学校安全推進費の中に含まれます。

それから、もう一方は、中学校区に1名、ですから10人のスクールガードリーダーを市が委嘱し、それから、小学校25校ありますけれども、その25校のこのスクールガードリーダーが、主に地域及び学校内の安全及び危険の点検をするという作業、及び全部の小学校に、これはスクールガードリーダー、日本語で言いますと学校安全指導員というふうな日本語になります。ですから、今度は学校安全ボランティア活動といったものも、各校、既にPTAなどで実施してはありますが、そういう人たちを学校安全ボランティアというふうな位置づけをし、この学校安全指導員の方と一緒にやって学校安全の推進を図っていくという事業を行うということになります。その経費が、248万

5,000円ほど、合計で420万円という経費であります。

以上です。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 私のほうから、街中サロン事業についてお答えをいたします。

わかりやすいので、一般会計、特別会計、歳入予算の内容のほうで、3ページのほうでお答えいたします。

3款民生費、1項6目の高齢者福祉費で、当初、元気なまちづくり基金事業ということで1,440万計上しておりましたが、県の単独補助事業のここだけの商店街創生事業の採択協議の中で、事業主体であるNPO法人への補助金として交付することが条件とされましたので、今般、街中サロン事業ということで全額1,440万円補助金として組み替えたものでございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 浄化槽設置事業のほうがあるんですけども。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） すみませんでした。

浄化槽は、今回の予算につきましては、黒磯、西那須野、塩原合わせて62基の、下水の入っていない区域に補助をすると、こういう費用でございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） じゃ、学校の運営費のこれは、きっと新規事業だと思うんですけども、例えばこのガードリーダーですか、これの10人というのは、資格とか条件はあるんでしょうか。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 資格というほどのこ

とではないんですけども、これは言ってみれば県の委託事業で、県の想定している方は、例えば警察官を退職した方とか、例えば警備員など、そういうものを退職した方など、ある程度知識がある方を想定しているということです。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） すみません、ただいまの答弁の中で62基と申し上げましたけれども、10基ふえていますので72基になりますので、ご訂正をお願いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 同じく今の学校運営費の中、ちょっと細かくて申しわけないんですけども、需用費の中にウインドブレーカーとかネットランチャーですか、聞きなれなくてわからないんですけども、こちらのほうに300万支給されているんですけども、これは一応何人分なんでしょうか。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） ネットランチャーは、全部の小学校に配置をするということです。懐中電灯よりちょっと大きいぐらいのものに捕り物網が収納されていると。ボタンを押すと、捕り物網が不審者めがけて広がって飛んでいくというふうな道具、これがネットランチャーです。そのネットランチャーと、それから当然、1回使うと使えませんが、それをほかの予備というんですか、替えをセットで用意したいというふうに考えています。東原小学校の活動費のほうでもそちらを装備いたしますので、全部の小学校にネットランチャーを配備したいということです。

それから、ウインドブレーカーと書いてありますけれども、こちらのほうは、先ほど申し上げましたボランティアの方たちに、何か共通したものをというふうな考え方を想定しています。東原小

学校も含めて小学校全校に、必要な適当な枚数を配布できるように準備したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 日程第3に対して他にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） ほかにないようですので、議案第77号から議案第90号までの14件に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時35分

○副議長（木下幸英君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長を交代いたしました。

◇

◎議会運営委員会の報告について

○副議長（木下幸英君） 会議の前に、議会運営委員長から報告があります。

報告について。

〔議会運営委員長 菊地弘明君登壇〕

○議会運営委員長（菊地弘明君） 本日の議長の退室、また市長の退室につきまして、9月2日の議会初日に、議会終了後、議会運営委員会を行いました。

その結果、本日、天皇皇后両陛下が4時25分の御召列車で帰るということなので、そのお

見送りのため市長と議長が行くということなので、議長は副議長がかわって対応する、また、市長のかわりに助役さん初め執行部が対応するというようなことで、議会運営委員全員了承をしたところでございます。

以上で報告を終わります。

○副議長（木下幸英君） 報告について質疑はございますか。

12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 今までこのようなことで市長が退席するというのを、私は、旧黒磯市の中ではありませんでした。那須塩原市になって、議員の構成メンバーも議運のメンバーもかわったので、このようなことを全会一致で議運のメンバーの方が認めたようではございますけれども、私としましては、助役は、まだ那須塩原市の助役になって日も浅いです。議長が副議長にかわるということは、私は、そこまではかわることができるだろうということで、そこは構いませんけれども、市長がわざわざそのお見送りに行かなければならないということで議会を中座するという、そういうことは私は理由として、どのような理由も見当たらないというふうに思います。それをなぜ議会運営委員会が認めたのか、私は理解できません。市長のかわりに助役にお見送りに行っていたらよかったんじゃないでしょうか。今までの旧黒磯市ではそのようにしておりました。やはり市長は、公務を優先すべきだったというふうに思います。

それと、今回のこの天皇が御召列車で来るということも事前にわかっていたわけですが、駅前を急遽舗装した。天皇をお迎えするために舗装をしているわけですので、事前にスケジュールもわかっていたことだと思います。それなのにもかかわらず、今までどうしてもということになると、議会の日程を最初から、この質疑をしている途中でと

いう、それにきょう朝のうちにそういう説明があったなら、2日のうちに説明があったならわかりますけれども、行っちゃってから報告、これこそ議会を軽視しているんじゃないでしょうか。

その点について、どういう判断で。議会とその天皇をお見送りするということと、1人行っても行かなくても、私は、公務をあけないで那須塩原市の市長が議会にいたからといって、今の天皇が気を悪くするようなことなんて絶対あるような方ではないんじゃないですか。逆に市民のことを思ってそれを優先していた方が、天皇に対しても失礼じゃないんじゃないかなというふうに私は思います。

議会運営委員会のその辺の判断を聞かせてください。

○副議長（木下幸英君） 26番、菊地弘明君。

○議会運営委員長（菊地弘明君） ただいまの早乙女議員のご質疑にお答えをいたします。

先ほどご報告いたしましたように、9月2日の議会運営委員会におきましては、今言ったような理由で退席するということについて、議会運営委員一同異議なく了承したということでございます。意見等は出ませんでした。

○副議長（木下幸英君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（木下幸英君） 議会運営委員長の報告どおりといたします。

◇

◎認定第1号、認定第13号、認定第21号、認定第31号の質疑

○副議長（木下幸英君） 質疑を続けます。

次に、日程第4、認定第1号、認定第13号、認

定第21号、認定第31号の一般会計4議案を議題といたします。

以上に対し質疑を許します。

21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） それでは、平成16年度の一般会計歳入歳出決算について質疑をいたします。

ページで言いますと、資料の90ページになります。

16年度の黒磯市と西那須野町と塩原町の一般会計歳入歳出決算の説明の中で、90ページの4款衛生費についてお尋ねいたします。

その90ページの下のほうというか、この説明の中で、それぞれの3つの市町を比べたときに、特に人口の割合でいくと、単純に言うと黒磯市が一番お金の額で多くて当たり前と思われるところが、そうでないところが3か所ほどございました。そのことでお尋ねいたします。

4款の衛生費の下の方のところの清掃費の部分なんですけど、2番目のところの旧黒磯市が6億9,700何万、それから旧西那須野町が9億129万何がし、旧塩原町が2億6,712万というような形で決算が出ておりますが、単純に言うと、西那須野町が大変割合として多いように感じますので、その辺の説明をお願いいたします。

それから、もう一つ、同じく94ページなんですけど、その10款教育費のやはり表の2番目のところで、社会教育費の部分が、旧黒磯市と西那須野町で金額がかなり違っております。旧黒磯市が5億8,800万、旧西那須野町が10億ぐらいになっております。この辺の違いについての説明をお願いいたします。

以上です。

○副議長（木下幸英君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 今、多分2項の清掃費関係だと思んですが、これについては、今、一生懸命3つ合わせて見ているんですけども、確かに黒磯のほうが人口からいっても、そういう意味では通常ですと多くなるかなと思っているんですけども、これはちょっと比較がしていませんのでから明確なお答えにはならないと思うんですけども、これは西那須野の場合に、旧施設、現在使われている前の施設ですね、その解体の基金積み立てに3億ほど回っていると思うんですけども、そういった意味合いで、全体の通常の清掃費というよりは多くなっていると、そういうことだと思います。積み立ての3億5,300万ほど支出をしているといった部分が、通常の清掃費よりは多くなっているというようなことだと考えております。

○副議長（木下幸英君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 平成16年度の西那須野町関係の決算が多くなっていますのは、建物の建築修繕、それから三島のホールの改修などを積極的に行った結果になっています。

例えば文化財保護事業の中で、旧町指定の常盤ヶ丘の用地を3,000㎡ほど買収した経費、それから三島公民館町民ホールのところで、町民ホールの舞台照明設備の改修工事、これは需用費ですけども、これで5,400万ほど出ています。関連して、舞台照明を強化しましたので、キュービクルをつくりかえたりしています。あわせて、三島のホールの工事請負費のところを見ていただくとわかると思うんですけども、三島公民館にエレベーターを設置しました、1,100万。それから、三島公民館の空調設備工事、これを3,500万ほど、三島公民館の駐車場の拡張で2,500万ほど、そういう経費をかけています。

それから、同じ三島公民館のところで、三島児

童クラブのところを見ていただきたいんですが、三島児童クラブの建物が手狭になりまして、約5,500万ほどかけて新築工事を行っております。

それから、同様に、大山の公民館のところを見ていただくとわかるんですけども、大山の児童クラブの継続費で、16、17と建築をしています。

そのような経費が通常よりは、平成16年度、大きくふえたということで、ハード面の整備及び改修といったものが大きくふえた要因となっております。

あと、16年度で終わりましたけれども、ハーモニーホールの建築費負担金というのが1億ほど入っています。これは16年度で全部精算終わりました、17年度に若干戻り分が入ってこようかと思えますけれども、確定による戻り分が入ってくるかと思えます。その建築負担金が1億1,300万ぐらい、多分あったと思えます。

そういうことで、経費がふだんよりはふえたという事情とっております。

○副議長（木下幸英君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） では、説明はわかりましたので、もう一度お尋ねいたします。

最初に、社会教育費のほうは、ハード面でその改修をしたり、新しく建物を建てたということなんですが、そうするとこれは、西那須野町のちょっと予算がわかりませんのであれなんですが、16年度が特別多かったというふうに理解していいかどうかということ。

もう一つ続けてお尋ねいたします。

ごみの処理のことなんですが、市政報告書のほうを見ますと、西那須野町79ページ、黒磯につきましては107ページなんですが、ちょっと塩原は省きますが、そこのところで、修繕費がかなり違うと思うんです。西那須野の79ページの修繕費が2億、黒磯の場合は、多分ですけども、足せば

大体7,000万ぐらいにしかなくなっていないような気がするんですが、その辺の差というものが、先ほどの3億積み立てしたりしていても差ができていく部分なのかなというふうに見ておりましたが、その辺はいかがでしょうか。

○副議長（木下幸英君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 例えば三島のホール関係なんですけど、16年度で改修工事を行いましたけれども、それ以前から、照明と音響等つり物を3年間かけて計画的に改修するというふうな計画の中の最終段階ということでございました。

三島の駐車場の用地、それから文化財保護の常盤ヶ丘の用地というのは、基本的には三島のほうは前から必要だということがあって、地主との話がついたという事情です。それから、常盤ヶ丘のほうも、たまたま地主のほうから売りに出たものを町が買いたいというふうなタイミングの問題が2つ。それから、児童クラブにつきましては、大山と三島の児童クラブの人数が、ここ一、二年の間で急激にふえてまいりました。今までの施設では到底収容し切れないという事情が発生したということでもあります。

○副議長（木下幸英君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 今、議員がおっしゃいますように、西那須野については約2億、黒磯については7,000万と、その辺の差も、その全体の経費の部分で差があるんじゃないかということですが、そう言われればそうですけれども、この修繕については、黒磯の場合については、一つの計画の中で、1年間7,000万の中でやってきているという部分もありますけれども、西那須野については、一つの全体の長期的なその修繕の計画に基づいて計画的にやってきているという部分も、一つの部分にあるのかなという、差としてはそういう差があるのかなというふうな気がしております。

す。

全体的にはここで1億7,000万違いますから、ここも一番最初のご質問の中での差にはなっているのかなと思っています。

○副議長（木下幸英君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 社会教育のことについては納得いたしました。

もう一つの清掃費のほうにつきましては、ちょっと今の説明の中で、西那須野町は長期的な展望の中で修繕をしている、黒磯市はそのときそのとき、壊れたら直すということなんですかね、そういうふうに……、違うんですか。

その辺の差ということなんですけど、どちらにしても、平成20年度には新しいものにつくりかえていくということからすると、この決算このものはやってしまったことだし、必要なことだと思うんですが、この後、18年度、19年度、20年度というところに対して、こういうものがきちんとした形で必要以上のつまり修繕をしているということがないような形で、あるいは黒磯の部分で必要ならきちっと修繕をするような、その辺の考え方をきちっとしていただきたいと思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○副議長（木下幸英君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 修繕は、壊れたら修繕するというばかりではなくて、当然点検もしている中で、ここの部品は交換したほうがいいのか、ここのラインは交換したほうがいいのか、そういうふうな状況によって、その部品の交換とかその設備の交換をしているという部分も、修繕という中にはあります。

今、議員がおっしゃられましたように、今後は、当然、20年度までの一つの間というのは、今の施設を効率よく稼働させるためには、当然修繕というのも必要になりますけれども、その辺は、今、

議員が言いましたような形で、十分その3つの状況の中で修繕を効果的にするというので、言い方を変えれば、もつものならもたせるという形の中で、できるだけやっていきたいと思っております。

○副議長（木下幸英君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） では、まず、これは一般会計の4議案まとめてですので、ページだけをちょっと、資料のページを言いながらお聞きいたします。

議案資料のところでもまず79ページを見ていただいて、市税なんですけれども、ここのところで、私、15年度と16年度と見ましたところ、法人市民税は少しずつ回復していて、個人市民税がマイナスに落ち込んでいるというふうに思っていたら、塩原だけは伸びていたわけなんです。この伸びているということがどういうことなのかの説明をしてください。

それと、あと83ページのところで手数料なんですけれども、ここのところの清掃手数料、ごみ処理手数料、これやはり15年度からふえているものだというふうに思っていましたら、少しずつですけども減っているんです。ということは、これは手数料を払って持ち込むということは、事業者の方の一般廃棄物が多いと思うんですけれども、リサイクルのほうに大分向けていくので、これは減ってきているのか。

それともう一つ、個人商店なんかで、今までごみステーションのところに商店の人とかが出していたものを、それを事業系のごみだからといって余り出さないようにという指導をしてきたために、実際に一般廃棄物のごみ量がここのところ少し減った部分があるんです。それが、私は、リサイクルされたので減ったのかなというふうに思いましたら、どうも一般の事業者、商店とかが、ご

みステーションに出さないの少し減ったというふうに、塩原の方からは聞いたんです。

この辺のところの減の理由をちょっと聞かせてください。事業系のごみがリサイクルのほうに回っていった減のために処理量が減ってきたものなのか、この内容をちょっと分析して聞かせてください。

それと、あと、これはどこの費用ということではないんですけども、黒磯と西那須野と塩原と3つに決算額が決まっているものですから、総額でいろんなところを割り返してみたいです。黒磯5、西那須野4、塩原1ぐらいだったら、人口とかいろんな財政の規模でそんなような形になっていくのが、ちょっとその数値と大幅に違うということのときは必ず、そのときに建設費が入ったよとか、先ほど言ったように修繕費が入ったよということで、何らかの原因はあるんですけども、そういうような余り大きな原因がないときにその比率が余りにも違うようなときは、例えば民生費のところの児童福祉費、黒磯の金額というのは、ほかの旧2町から比べると大きいというのは、やはりこの児童福祉に少し重きを置いていた結果なのかな。先ほどあったように、社会教育の中で見ますと、修繕とかいろいろがあったにしても、黒磯の比率からすると、それを差し引いたとしても、ちょっと社会教育費は比率が大きいかなと思ったときは、旧西那須野というのは、社会教育に力を入れていて予算を割と配分していたのかなというふうに、私なりに見ていったんです。

それで、そうしたときに、それぞれの旧市町村、どこに力を入れていたということはないとは思いますが、結果的にそういう傾向というのはあったでしょうか。これ3市町を見てそういうものはなかったといえば、ただそのときの強弱があっただけというふうにとらえるんですけど

も。

それと、91ページのところの先ほど出ていた清掃センターの費用のところ、清掃センターの解体基金の積立金3億円という部分のところがありますけれども、20年には、黒磯も西那須野も古いものじゃなくて、今稼働しているもの、あと塩原の解体という部分のところがありますけれども、このように解体のための基金という、本当にダイオキシンで相当汚染がされている施設ですので、暴露するということを考えたときには、とても費用のかかるものなんです。

そういうことでは、今後も旧西那須野のようにこういう解体をしなければならぬために、今3つ稼働しているものがありますよね、その辺のところを20年ですぐ解体するのは大変だよ、でも、20年に一回建設しなければならぬ、お金を用意しなければならぬのに、解体費まで積み立ておくということが出来るかどうか分からないんですけども、こういう考え方を踏襲するつもりというのは実際にはあるんですか、それとも、これは西那須野だけの今までのことなのかどうか、そこら辺、ちょっと聞かせてください。

○副議長（木下幸英君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） それでは、資料の79ページの収入額、旧塩原町の個人市民税の増額に関する理由は何かというお尋ねがございました。

旧塩原町の個人市民税の増額、この理由でございまして、所得税の修正申告、こういったものがございました。これによる増額ということで、過年度分を含めましての修正、大口のものがこの時点であったということでございました。ご理解をいただきたいと思っております。

○副議長（木下幸英君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 正確な比較をしているわけではないんですけども、基本的に、例え

ば公民館は7と6で全体的に言えばそんなに変わらないとか、それから図書館も1館1館ですからそんなに変わらない。文化会館なんかですと、かえってハーモニーホールの負担金の方が、人件費も全部ここは入って負担金で出していますので、黒磯の文化会館費にある管理運営の委託料とはちょっと性格違いますけれども、そういうことも考えると、それも大したことないな。つまり、ハード的には、あえて指摘をするならば、博物館にかかわる経費と児童クラブにかかわる経費がちょっと違うのかなという程度です。

逆に、ここから先は印象になって申しわけないんですけども、その施設にかけているそれぞれのソフトの経費、事業費などについては、かえって黒磯のほうが潤沢に持っていて、とてもしっかりした社会教育活動をやっていたなというふうに印象を持っております。

以上です。

○副議長（木下幸英君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 社会福祉費の中の児童福祉費の関係で、旧黒磯市と西那須野町の差について、正確な分析まではしておりませんが、やはり16年度の中では、まず保育園の数の差が、公立が黒磯は9園、西那須野は5園ということで、当然、臨時職員等の人数の差もございまして、この差がかなり大きいのではないかという気がします。それと、認可保育園の運営費ですね、これが市費がございましたので、この分がふえているのではないかと。あとは、児童手当の年齢が延長になったということ、これは旧3市町共通していますので、総体的に上がっているというのはその辺ではないかと、こんなふうに考えます。

以上です。

○副議長（木下幸英君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） まず、ごみ処理の

手数料が徐々に減ってきているのではないかというふうなことだったと思うんですけれども、これは確かに比べてみますと、前年度というか、従来よりは、徐々にですけれども減っているというような状況があります。これが端的に直接搬入、あるいは事業系のごみとして、許可業者がというようにことで、どれが原因かということは、端的な部分というのはちょっとつかんでおりませんけれども、減ってきているという状況はございます。

それから、基金積み立てを20年度という年までに西那須野は計画的にやってきておりますけれども、それ以外の取り壊しという形で今後考えていくというふうな状況があるかということだと思うんですけれども、これにつきましては、そのために積み立てをしていきたいと思いますか、資金を確保していきたいと思いますかというような考え方では、それ以外の2施設につきましては今のところ考えてはございません。

以上です。

○副議長（木下幸英君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 83ページのごみ処理手数料のこの分析をもう少し詳しくお聞かせただけのかなというふうに思ったわけなんです。なぜかという、事業系のごみと一般の家庭から出るごみの量的なもの、それを処理する経費的なもの、そういう部分が、これからつくるごみ処理基本計画の中ではとても大きく、ごみの有料化なんかというときには、こういうものがどういふふうに分析されているかによって、計画を立てるときはとても違ってきてしまいます。

常任委員会のときに、そちらの生活環境部のほうから出ていただいたときに、このごみ処理基本計画が、私はそういうコスト計算とかそういう部分のところは十分になされていないというふうに思っていましたら、十分にした上にこういう計画

を立ててきたんだからというふうにおっしゃっていただいたものですから、この辺の分析も明確にお答えしていただけるのかなと思ったら、ちょっと残念でした。

ぜひその辺のところの分析をきちんとしておいってください。そうじゃなければ、これからの計画を立てるときに根拠となるものが示せませんので、ぜひその辺は。

それと、先ほど教育部長と市民福祉部長のお2人だけのイメージ的な部分のところだけで答えていただいたんですけれども、本当でしたらそれを市長に、この3市町の比較をして、どういう特色があった市と町を一緒にして、今後どういふふうにしていこうかなという部分のところをお聞きしたかったんですけれども、西那須野、黒磯なんかも現市長の前ときは、構成比率として土木費がとても多かったんです。土木債もとても多かったんです。公債費比率なんかを考えたときにも、やっぱりそれぞれの市町村で特色があるんだなというふうに思ったものですから、それはそれぞれの首長の考え方、もう相当、私も、市長3人やりましたら、その市長によって本当に構成比率ってこんなにも違ってくるんだなというところを思ったものですから、その3市町のちょっと特色などを、決算ですから述べていただきたかったな。

それを、じゃ、今度はどういふふうに持っていこうとするのか、それをどういふふうに分析しているのか、本当は部長でなく市長にお聞きしたかったんですけれども、その辺のところを助役に聞いたって、もうとても気の毒ですので、その辺のところ、西那須野でしたら、どういふところが売りであったのかと、行政。どれにも満遍なく強弱なくというふうにする市町村も、それはそれで売りですけれども、黒磯は私、自分でわかっていますので、旧塩原と旧西那須野のところでは何か予

算配分として特色がある、売りがあるかどうかという部分を聞かせていただけたらというふうに思っています。

○副議長（木下幸英君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 市長がちょっとまだ席を外しておりますので、総務部として私の立場で考えられるお答えだけをしておきたいというふうに思っております。

旧黒磯市におきましては、議員ご指摘のとおり、要するに土木に相当ウエートを置いた予算編成といったものやってきた経過がございました。これは、むだなお金を使ったわけではなくて、それなりの社会資本の整備がなってきたという形になっております。

旧西那須野町に関しては、相当やはり効率的な行政運営ができるエリアをお持ちでしたので、おのおのやはりバランスのとれた予算の編成をしてきたというふうに、私は感じております。

一方、旧塩原町、やはりメーンの基幹産業といえますのは観光ということでございますので、こちらのほうにやはり相当ウエートを置いた予算の編成といったものがなされてきたというふうに感じております。

一方、那須塩原市になりました後のお話でございますが、当初予算でもおわかりのとおり、福祉関係、教育関係に相当のウエートを置いております。

一方、今まで旧黒磯で多かった土木費、これが若干下がっている状態にありますが、これはちょっと理由がございまして、合併をしました後、平成17年度の当初予算に当たっては、まず継続費を、そのまま事業の展開を早めるために計上しましよというものが1つございます。継続事業ですね。

ただし、まだ新規の土木事業、そういったものがそんなには当初予算で計上されておられません。

この辺のバランスを今後考えながら、那須塩原市の予算としては考えていきたいというふうに思っております。

これは私の考え方ということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○副議長（木下幸英君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（木下幸英君） 他にないようですので、認定第1号、認定第13号、認定第21号、認定第31号の一般会計4議案に対する質疑を終了することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（木下幸英君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

—————◇—————

◎認定第2号～認定第11号、認定第14号～認定第19号、認定第22号～認定第29号、認定第32号～認定第36号、認定第38号～認定第44号の質疑

○副議長（木下幸英君） 次に、日程第5、認定第2号から認定第11号まで、認定第14号から認定第19号まで、認定第22号から認定第29号まで、認定第32号から認定第36号まで、認定第38号から認定第44号までの特別会計36議案を議題といたします。

以上に対し質疑を許します。

12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） まず、認定2号、22、32、要するに国保について1点だけ聞きたいと思っております。

保険給付費の黒磯、西那須野、塩原の部分のところで、実際に細かい数値がここに書いてあるわ

けで、100ページのところで比較しますと、細かい数値があるわけではないので、実際にその給付額が月別にどのようにあるのかとかというところが、私、手元に、もとよその市町村であった西那須野とか塩原は持っていないので、そういうことでちょっとわからないんですけれども、この保険給付から見たときに、黒磯の保険給付の比率的なものというのは、やはり大きいというふうに私思うんですけれども、この辺のところ、この給付費の見込みというんですかね、旧黒磯と西那須野と塩原のところの立て方のところで、この辺のところを、給付費として実際にこれは確定した金額ですので、予算との関係で考えたときに、この確定というのの開きというのは、それぞれの市町村で大きくあったものなのかどうかを聞かせてください。

○副議長（木下幸英君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えいたします。

2 款の保険給付費の見込みと実績ということですが、ある面での保険給付費を左右するのは、その地域における医療機関の数であるとか、あるいは病院等のベッドの数の差とか、そういったものが大きな影響としてあるというふうに考えております。

基本的に平成16年度的那須塩原市の決算としては、旧3市町の集合体ということでの決算になっておりますので、この決算の結果を見ますと、確かに旧黒磯市が旧西那須野、塩原に比べると、やはり決算額としてはちょっと大きいかなという気がいたします。

これはやはり、ある程度高齢者の医者にかかる割合とか、私が認識していたのは、老人保健の医療費、あるいは国民健康保険の1人当たりの医療費については、旧黒磯も旧西那須野町も、栃木県内では1人当たりの医療費としては比較的低位

置にあったなというふうに考えておりました。

結果として、相対的にこれだけの差が出てきたなというふうに考えておりますけれども、今17年度になって、17年度は保険を運営しているわけですが、今後18年、19年度は、特に15年から16年にかけては、リストラ、あるいは社会的な不況も伴って、個人のリストラであるとか、あるいは社会保険を運営していた事業主が社会保険を脱退して従業員がここに入ったとか、そういうことで、国保の加入者数が大変、一時的にふえました。

なおかつ、平成14年12月には健康保険法の改正があつて、前期高齢者、あるいは後期高齢者制度も踏まえまして、いわゆる前期高齢者については、従来の老人保健と同じような扱いで、母体である国保が背負うような形になったという、そんなこともあつて、全体的に国民健康保険の給付費がふえたというふうに、とりあえず認識をしているところでございます。

以上です。

○副議長（木下幸英君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 今ここでと言っても、今ここでどうのこうのではないんですけれども、予算のとき、要するに途中見込みでもいいんですけれども、旧黒磯、旧西那須野、旧塩原の給付の見込みの変化というのがどういうふうになったかの数値だけでも、後でそれだけ資料として見せてください。

その次に、介護保険のところ、西那須野のところでは、要するに1期目のところの介護保険料、赤字になっている部分が2期のところにまで影響していて、それで県からの基金を借りて、その償還をしていると思うんですけれども、1期目は本当に適正な保険料が算定されていなかったなというふうに、私は、西那須野の会計を見てみまし

て、あれだけ、黒磯よりも老健は倍ありますし、どう考えても、単純に考えたって、その分だけでも保険料は高くなるのに、100円ぐらいの違いしかなかったと思うんです、65歳以上の高齢者のところで。

そこで、1期目のところが2期目に来ちゃっているんですけども、今合併をして、それとあと2期目になってという部分で、西那須野の財政的な考え方としては、もう大分、その1期目の尾を引いているということはないと思うんですけども、健全になってきていると思うんですけども、その辺のところをちょっと説明していただけたらというふうに、数値から見てももう大丈夫なんじゃないかなというふうに思うんですけども、一応答弁として聞かせてください。

それと、認定4号、35号、あと認定5号、36号、板室本村の簡水と温泉の簡水の部分のところで、板室温泉のところの簡易水道の原価と給水単価のところを比較しまして、どちらも低い金額で済んでいると思うんです。

ただ、板室本村の簡水のほうは逆ざやになっているんだと思うんです。その辺のところを考え方として、今回はこの決算を見て、板室本村を逆ざやにしないような方法が今後とれるものなのかどうか、決算を見て、この考え方としてどういうふうにするのか。板室温泉の簡水のほうは、利益が出ちゃっているんで、そのままやっても問題ないんだと思うんですけども、本村のほうの考え方をちょっと聞かせてください。

○副議長（木下幸英君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 介護保険についてお答えをいたします。

旧西那須野町の第1期の基本保険料の見込みの関係でございまして、確かに12年から14年度までの第1期の介護保険事業計画、本当にぎり

ぎりの数値でございました。いわゆる3年間の旧西那須野町の介護保険の給付の見込み額と実績とのいわゆる乖離がどれだけあるか、数字と申しますと乖離率ですか、これは本当にわずかな0.95でございました。多分一番差の多かったのが36%ぐらいで、多分那須町が一番大きかったような気がいたしますけれども、西那須野町は県内で一番誤差が少なかったといえますか、それぐらいぎりぎりでも借り入れをして何とか乗り切ったというところでございます。

なぜそうなったかという原因につきましては、やはり各高齢者の段階別の人口推計で、県から参酌標準で示されました補正值がちょっと実態とかなりかけ離れていたということが、原因としては言えたというふうに感じております。

そんなこともありまして、第2期の西那須野町の事業計画は、ある程度少し、そういうことのないように計画を立てまして、結果として栃木県下でも2番目程度に高い保険料になったということで、当時借り入れをしまして、県の基金から借り入れた3,250万円につきましては、合併前に繰上償還をして、合併しまして現行那須塩原市となつての平成17年度の基準保険料は、計算上は3,130円でございますけれども、合併に伴う黒磯地区、あるいは塩原地区の負担増ということ避ける意味で3,000円に統一いたしまして、130円部分につきましては、基金のほうから、恐らく2,900万近くになるかと思いますが、それに対応していこうということで、17年度の予算化をしたわけでございます。16年度決算でも剰余金が出ていますので、何とか基本的に17年度まではこの形で乗り切っていきたいと、こんなふうに考えております。

以上です。

○副議長（木下幸英君） 水道部長。

○水道部長（君島良一君） 板室本村並びに板室温

泉の関係の決算の問題でございますけれども、いづれにしても、この両方ともこの費用の大部分が人件費というふうなことで構成されているわけでございます。逆ざやと申しますか、料金が安く、黒字がいっぱい出ている板室温泉と、料金が高く、若干すれすれというんですか、一般会計のほうから若干の繰り入れが出ている本村の問題があるわけでございます。これをどうにかというふうなお話でございましたけれども、現在統合されていない事業の問題も全体的にあるわけでございます。そういうふうな見直しの中で今後、こういうことも含めて、どういうふうにしたら一番いいのかということも考えてまいりたいというふうにご検討いただいております。

以上です。

○副議長（木下幸英君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（木下幸英君） ほかにないようですので、認定第2号から認定第11号まで、認定第14号から認定第19号まで、認定第22号から認定第29号まで、認定第32号から認定第36号まで、認定第38号から認定第44号までの特別会計36議案に対する質疑を終了することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（木下幸英君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

◇

◎認定第12号、認定第20号、
認定第30号、認定第37号、
認定第45号～認定第48号の
質疑

○副議長（木下幸英君） 次に、日程第6、認定第12号、認定第20号、認定第30号、認定第37号、認

定第45号から認定第48号までの企業会計及び西塩水道会計8議案を議題といたします。

以上に対し質疑を許します。

12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 先ほど板室温泉の簡水と本村の簡水のところを聞いて、新市になってからどういうふうにするかというところで検討するというときに、今この企業会計及び西塩水道会計、特別会計が関係してくるので、少し先ほどの簡易水道の部分のところもあわせて何点か確認したいと思います。

まず、黒磯水道事業と西那須野水道事業の給水原価と給水単価のところで見まして、黒磯のその差が8.2円あるんですね。これもこのぐらいあれば十分な額だろうなと思うんですけれども、西那須野の水道事業、14.12円、これ、今までのをずっと見ましたらこんなにはなかったですよ、西那須野のところでも。

こんなに差額が出た原因というのが、もしかしたら県水が値下げになりましたので、その影響が大きかったのかどうか。黒磯は、思ったよりほかで吸収しちゃって、県水の値下げというのが実際にこの差額、利益のほうに余りなかったんですけれども、西那須野は、これを見ましたら、もしかすると、県水の値下げというのが相当影響してきたのかなと思ったら、給水単価を下げられたのかなというふうになっちゃったんですけれども、その辺のところを聞かせてください。

それと、塩原水道事業は逆に、給水原価が150.36、給水単価が135.93、逆ざやになっています、マイナス14.43ということで。このところで塩原の水道事業を見ましたら、温泉地の水道と下の関谷地区とか箒根地区の水道ということで、会計が、水道会計と簡易水道で2つに分かれているんですけれども、数値的にはじける情報がちよっ

となかったので、それを分けたときに、もし、温泉のほうの上水事業のところの給水原価が幾らになって、給水単価が幾らになる、下の地域の簡易水道のほうの給水原価が幾らになって、供給単価は同じ金額にしているんですね、だから、給水原価はその辺のところはどういうふうになっているのか、その内訳をちょっと聞かせてもらえないですか。

それと、私が見つけれなかったのかもしれないんですけども、西塩水道のほうの給水原価と給水単価もちょっとあわせて……、これは125の88でしたかね、これもちょっとわかったら教えてください。

○副議長（木下幸英君） 水道部長。

○水道部長（君島良一君） 西那須野のほうの単価が随分下がったというふうなご質問でございますけれども、これはお尋ねの中にもございましたように、受水単価が16年度から下がりました、その影響でございます。黒磯が若干それほど下がらなかったという点につきましては、受水量がふえたというふうなこともございまして、余り下がらなくて、それが単価のほうに影響したというふうなことでございます。

また、塩原地区のほうの上水と簡水の関係でございますけれども、現実的に、お話しのとおり、上水道並びに奥塩原新湯簡易水道の2か所につきましては、どちらかというところと現在黒字会計に至っております。

なお、関谷、それから大貫、金沢、それから宇都野の簡水につきましては、現在、完全に一般会計からの繰り入れなどをいただきまして運営している状況でございます、これは赤字経営となっております。

細かい単価は、上水のほうはわかるんですが、簡易水道のほうは、それを全部まとめて幾らとい

うふうな出し方をしておりませんで、簡水ごとにはわかるんですが、もしよろしければ、そちらのほうの額を申し上げてかえさせていただきたいというふうに思います。

まず、給水原価のほうから申し上げたいと思います。新湯簡水でございますけれども、85円13銭、それから関谷簡水が265円74銭、大貫金沢簡水が262円08銭でございます。宇都野簡水が220.89でございます。

供給単価のほうでございますが、新湯簡水のほうから申し上げます。149円28銭でございます。関谷簡水が151円26銭、大貫金沢簡水が127円60銭です。宇都野簡水が126円58銭というふうなことになるっております。

なお、塩原の上水のほうにつきましては、給水原価が110円40銭、供給単価が132円90銭となっているところでございます。

以上でございます。

○副議長（木下幸英君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） この会計をどういうふうに合併後統合しようかということで、勝手に私もどういうふうにしたらいいのか考えていたんですけども、ただ悩むだけでいい方法が見つからないんですよ。ただ、その中で1つ言えることは、これを、黒磯と西那須野の水道を合わせるということは、この会計からしたら、何となく黒磯の金額にすればいいのかなというふうな気はするんですけども、それと同じように塩原にしてしまったら、塩原の上水のところが物すごく高くなってしまふ。

この金額を見たときに、供給原価、上水のところが85.13、これは温泉地のところですよ。上の地域の温泉地のところ、原価が85.13なのに、149.28が供給単価になっているということは、温泉地の人は、これだけが別であったならば、今ま

で相当安い金額で上水が引けたのかなとちょっとふと思ってしまったんですけれども、1市で2つの上水を持つというはもう不可能だから、やっぱりこれをどう統合していくかというところの考え方として、これだけの会計を全部見て、何かルー尔的なものとかに気がつきませんでしたでしょうか。

それと、下の関谷地区とか大貫とかの簡易水道が高いのは、これ、実際に県水の15年の資料しか私持っていないので、目標使用水量で実績使用水量を割ったところ、53.0%、半分ちょっとしか使っていないんですよ。ということは、使わない水の料金まで県に払っているということだったんだと思うんです。

だけれども、今度合併したので、この辺の金額、黒磯は逆に103.9%と実績使用水量のほうが目標使用水量よりも多く使っているんですね。ですから、この辺を何か一本化したら、少し塩原地区の使わない水の金額を県に払っていた部分を黒磯が負担すれば、少しその辺を3本の会計を一本化して、もちろんそういうふうには、請求としては今は県のほうはそうなっているんだとは思いますが、それをすると、塩原のこの簡易水道というのは、金額的には少し違って来るものなんですかね。そこら辺、ちょっと考え方も含めて聞かせてください。

○副議長（木下幸英君） 水道部長。

○水道部長（君島良一君） 関谷簡水については、お話しのとおり、受水しております。ただ、これには相当以前からの受水の量を決めた経緯がございまして、いろいろと簡単にちょっと言えない状況でございますけれども、ただ、現在でも合併して以来、その県との受水のあれにつきましては、過不足分については3事業の中で調整して支払っているというふうなことで、現在行っております。

今後、考え方というふうなことでございますけ

れども、もともと、関谷というんですか、大貫、金沢、宇都野、この辺の簡易水道につきましては、もともと利益の上がない、一般会計からの補てんがなければできない水道でございまして、そういうことでスタートした経緯がございまして、たまたま上水道のほうが、先ほど申し上げましたとおり、温泉街のほうの水道でございましてけれども、そういうふうな中で、全部合わせれば何とか経営的に成り立つというようなことで、一括企業会計というふうな形の中で、一般会計の繰り入れを少なくすることもあったのかなというふうな考え方でございまして。

また現在、那須塩原市としての水道を全部合わせますと、これは黒字経営になるわけでございます。

ただ、そういう中で、先ほど申されましたように、西那須野と黒磯を近いから簡単にというふうなお話でございますけれども、これもなかなか、今度は料金等の形態が違うわけでございます、黒磯のほうは1㎡幾らというふうな形態になっているわけでございますが、西那須野のほうの水道料金のあれは、使えば使うほど安くなるというふうな料金形態でございます。

ですから、合わせると、かなり負担になる部分とそうでない部分が出てくるわけでございます、そういうことも含めて現在、どういうふうな地域の形というんですかね、そのいろんな簡易水道、上水道をどういうふうに統合した場合にどういうメリットがあったり、どういうふうな効果があったりというふうなことがあるわけでございますので、地形的とか経費的とか、それから管理上から見たときどういう分類がいいとか、そういうふうな現在統合計画を出しまして、それぞれの問題点やらメリットなどを考えているところでございますので、もう少し時間をいただきたいというふう

に思います。

以上です。

○副議長（木下幸英君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 1点だけ確認をしておきたいんですけども、実際にこういう原価でこういうふうな供給単価になっているという、今後、住民が行政サービスを選択するとき、費用対効果とか、どういう効率がなされてくるかとか、自分はもちろんとした負担をするものを行っているのだろうかということを考えたときに、この辺のところのすり合わせの仕方というのは、すごく不利益をこうむってしまうようなところ、実際に今、板室温泉なんかは簡易水道を安い金額で入っていると思うんです。供給も安い金額でなっていると思うんですけども、塩原温泉の場合は、原価的にこれだけ安い原価なのに実際に高い金額を払っているんで、よくこういう部分を知らなかったから皆さん払ってくれていたのかなど。それとも相互扶助の関係で、下の簡水があんなに大変だから、豊かなところの人たちが見てくれているという考え方でやっているのか、その辺の考え方も、別に供給単価と原価が違うから、それに見合って何割の利潤にしなさいとかということ言うつもりはなく、その地域その地域のそれぞれの今までの歴史があるわけですので、一概に一本化しろと言っても無理ではあるでしょうけれども、この決算をよく分析して、それであと利用者のところにちゃんとした納得できる説明をするようなものを見出していただけたらというふうに、私も少し数値をいじってみたんですけども、とても困難なのはわかりますけれども、しなければならぬことですので、ぜひその辺はきちんと行ってください。

以上です。

○副議長（木下幸英君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（木下幸英君） ほかにないようですので、認定第12号、認定第20号、認定第30号、認定第37号、認定第45号から認定第48号までの企業会計及び西塩水道会計8議案に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（木下幸英君） 異議なしと認めます。

よって質疑を終了いたします。

◇

◎散会の宣告

○副議長（木下幸英君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時42分